

令02原機（大安）088  
令和2年12月2日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

平成30年10月17日付け30原機（大安）091をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
原子炉施設保安規定（補正）

平成30年10月17日付け30原機（大安）091をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書を、別添のとおり補正する。主な変更の内容及び理由は、次のとおりである。

1. 変更の内容

(1) 原子炉設置変更許可申請書の新規規制基準対応に伴う記載の追加

1) 大洗研究所の共通設備及び多量の放射性物質等を放出する事故対策機器（以下「共通設備等」という。）に係る変更

- ① 第1編第5条の2について、危機管理課長の職務に、共通設備等の管理に関する事項を追加する。
- ② 第1編第33条の2として、共通設備等の管理に関する事項を追加する。
- ③ 共通設備等の管理の追加に伴い、第1編第33条の3に「施設管理目標の策定」、第33条の4に「施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定」、第33条の5に「施設管理実施計画等の策定」、第33条の6に「保全活動の実施」、第33条の7に「保全活動の有効性評価及び改善」、第33条の8に「定期事業者検査」、第33条の9に「修理及び改造」及び第33条の10に「使用前事業者検査」に関する事項を追加する。
- ④ 第1編別表第1について、共通設備等に係る区分を追加する。
- ⑤ 第1編別表第2について、共通設備等の管理者として危機管理課長を追加する。
- ⑥ 第1編別表第9の2として、共通設備等の対象機器を追加する。
- ⑦ 第1編別図第4及び別図第5として、通信連絡設備の配置場所を追加する。
- ⑧ 第6編第38条、第60条及び第61条について、共通設備等に係る通知を受けた場合の措置を追加する。

2) 放射線測定機器の管理等に係る変更

- ① 第1編別表第1について、屋外管理用放射線管理設備に非常用資機材を追加する。
- ② 第1編別表第2について、環境監視線量計測課長を区域の管理分担に追加し、あわせて、放射線管理第2課長の所管する施設を明確化する。
- ③ 第2編第20条について、空気中の放射性物質の濃度に係る測定結果の掲示を追加する。
- ④ 第2編第34条について、外部電源が喪失した場合のモニタリングポストの測定維持に関する事項を追加する。あわせて、別表第13の2として屋外放射線監視設備に係る非常用資機材を追加する。
- ⑤ 第2編第34条の2、第34条の3及び第34条の4について、目標又は計画の策定に関して、高温工学試験研究炉部長又は高温ガス炉センター長の確認を受けることを追加する。
- ⑥ 第2編第35条について、モニタリングポスト及び非常用資機材（以下「モニタリングポスト等」という。）の管理に関する事項を追加する。
- ⑦ 第2編第36条として、モニタリングポスト等に係る定期事業者検査に関する事

項を追加する。あわせて、第4編から第6編までについて、モニタリングポスト等に係る定期事業者検査の終了結果の通知を受けた場合の措置を追加する。

- ⑧ 第2編第38条について、環境監視線量計測課長の行う修理及び改造を追加する。あわせて、修理及び改造計画に関して、施設管理統括者及び当該施設を所掌するセンター長の確認を受けることを追加する。
- ⑨ 第2編第38条の2について、モニタリングポスト等に係る使用前事業者検査に関する事項を追加する。
- ⑩ 第2編第39条について、モニタリングポスト等に異常を認めた場合の措置に関する事項を追加する。あわせて、第4編から第6編までについて、モニタリングポスト等に係る故障等の通知を受けた場合の措置を追加する。

### 3) H T T R原子炉施設における保管廃棄施設の設置に伴う変更

- ① 第1編第3条について、H T T R原子炉施設における廃棄物の仕掛品の定義を変更する。
- ② 第1編別表第10(1)について、放射性廃棄物の廃棄に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間を追加する。
- ③ 第3編第10条の2、第11条の2及び第14条の2について、H T T R原子炉施設における保管廃棄施設の設置に伴い、共用施設及びJ M T R原子炉施設の廃棄物の仕掛品の管理を同施設に限定する。
- ④ 第3編第10条の3として、H T T R原子炉施設における廃棄物の仕掛品の管理を追加する。
- ⑤ 第3編第10条の4として、H T T R原子炉施設における固体廃棄物の廃棄について追加する。
- ⑥ 第3編第13条として、H T T R原子炉施設における固体廃棄物の保管について追加する。
- ⑦ 第6編別図第2(その2)及び第6編別図第2(その6)について、廃棄物の仕掛品の保管場所を削除する。
- ⑧ 第6編別図第2(その4)の廃棄物の仕掛品の保管場所を保管廃棄施設に変更する。

### 4) H T T R原子炉施設に係る変更

- ① 第1編第3条について、「多量の放射性物質等を放出する事故(以下「B D B A」という。)」に係る定義を追加する。
- ② 第6編第3条について、非常事態対応要員の確保に関する事項を追加する。
- ③ 第6編第15条の2として、火災における設計想定事象に対する体制の整備に関する事項を追加する。
- ④ 第6編第15条の3として、内部溢水における設計想定事象に対する体制の整備に関する事項を追加する。
- ⑤ 第6編第15条の4として、自然災害における設計想定事象に対する体制の整備に関する事項を追加する。
- ⑥ 第6編第15条の5として、B D B A及び大規模損壊(以下「B D B A等」という。)の体制の整備に関する事項を追加する。
- ⑦ 第6編第30条について、原子炉運転開始前の飛来物点検に関する事項を追加する。

- ⑧ 第6編第39条の2として、器材及び資機材の管理に関する事項を追加する。
- ⑨ 第6編第39条の3として、防火帯の維持管理に関する事項を追加する。
- ⑩ 第6編第44条について、使用済燃料の貯蔵の制限に関する事項を追加する。
- ⑪ 第6編第59条の2として、有毒ガス発生時の措置に関する記載を追加する。
- ⑫ 第6編第65条について、地震時の火災検知の措置に関する事項を追加する。
- ⑬ 第6編第65条の2として、竜巻発生時の措置に関する事項を追加する。
- ⑭ 第6編第65条の3として、火山事象発生時の措置に関する事項を追加する。
- ⑮ 第6編第65条の4として、交流動力電源が喪失した場合の措置に関する事項を追加する。
- ⑯ 第6編第66条及び第66条の2として、BDBA等の拡大防止措置に関する事項を追加する。

(2) 記載の適正化に係る変更

- ① 第4編から第6編までについて、第2編第39条第1項に基づく通知を受けた場合の対応を見直す。
- ② 第2編第35条について、放射線測定機器の点検内容を追加する。
- ③ 表記の見直し等を行う。

2. 変更の理由

(1) 原子炉設置変更許可申請書の新規制基準対応に伴う記載の追加

原子炉設置変更許可申請書の新規制基準対応と整合した内容とするため。

(2) 記載の適正化に係る変更

- ① 第2編第39条第1項に基づく通知と、同条の通知を受けた場合の対応を整合させるため。
- ② 放射線測定器の点検内容を明確にするため。
- ③ 記載の適正化のため。

3. 施行期日

(施行期日)

第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第1編第33条の2、第2編第34条第3項及び第4項並びに第6編第39条の2及び第39条の3については、HTTRの新規制基準適合に関する使用前事業者検査の確認後（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第3項に基づく使用前確認証の交付を受けた日）の翌日（休日を除く。）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日以降、前条ただし書に定める使用前事業者検査の確認後の翌日（休日を除く。）の前日までの間において、変更後の第2編第35条第5項及び第6項中「別表第13に掲げる放射線測定機器及び別表第13の2に掲げる非常用資機材」は「別表第13に掲げる放射線測定機器」と読み替えるものとする。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所（北地区）  
原子炉施設保安規定  
新旧対照表

令和2年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者（第6条－第6条の3）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第4節 独立検査組織（第13条の2）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条） <u>（新設）</u></p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条） （別表） （別図）</p> <p>第2編～第5編 （省略）</p> <p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則（第1条－第15条の<u>2</u>）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限（第16条・第17条）</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項（第18条・第19条）</p> <p>第3節 運転上の条件（第20条－第29条）</p> <p>第4節 運転（第30条－第34条）</p> <p>第3章 保守管理（第34条の2－第39条）</p> <p>第4章 燃料棒及び燃料体の管理（第40条－第50条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置（第51条－第53条）</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置（第54条－第58条）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第59条－第61条）</p> <p>第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置（第62条－第64条）</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置（第65条） <u>（新設）</u></p> <p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第66条）</p> <p>第6章 放射線管理（第67条－第69条） （別表） （別図）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者（第6条－第6条の3）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第4節 独立検査組織（第13条の2）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条）</p> <p><u>第6章の2 大洗研究所における共通設備等に係る保守管理（第32条の2－第33条の10）</u></p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条） （別表） （別図）</p> <p>第2編～第5編 （変更なし）</p> <p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則（第1条－第15条の<u>5</u>）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限（第16条・第17条）</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項（第18条・第19条）</p> <p>第3節 運転上の条件（第20条－第29条）</p> <p>第4節 運転（第30条－第34条）</p> <p>第3章 保守管理（第34条の2－第39条の<u>3</u>）</p> <p>第4章 燃料棒及び燃料体の管理（第40条－第50条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置（第51条－第53条）</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置（第54条－第58条）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第59条－第61条）</p> <p>第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置（第62条－第64条）</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置（第65条）</p> <p><u>第5節の2 竜巻及び火山に係る措置（第65条の2－第65条の4）</u></p> <p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第66条・<u>第66条の2</u>）</p> <p>第6章 放射線管理（第67条－第69条） （別表） （別図）</p> <p>附則</p>	<p>条文の見直しに伴う記載の適正化（以下同じ。）</p>

## 第1編 総則





変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(22) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(23) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(24) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(26) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(27) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(28) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(29) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p>	<p>因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(19) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(20) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(21) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(22) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(23) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(24) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(25) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(26) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(27) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(28) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(29) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(30) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p>	<p>号番号の繰下げ（以下同じ）</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(30) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(31) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第5条（省略）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p>	<p>(31) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(32) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p> <p>第4条（変更なし）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、総合的な訓練に関する業務並びに施設管理者として別表第1第7欄に掲げる大洗研究所の共通設備及び多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止対策機器（以下「共通設備等」という。）の管理を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p>	<p>危機管理課長の職務として、大洗研究所の共通設備及びBDBA防止対策機器の管理を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMT Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術課長は、JMT Rの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設計、製作及び所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、施設管理者としてJMT R本体施設の運転及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMT Rの燃料要素及びJMT R Cで使用した燃料の管理に関する業務、管理区域管理者として燃料管理室、JMT R炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(25) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJMT R照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃止措置準備室長は、JMT Rの廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第30号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(29) HTTR技術課長は、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体の管理、区域管理者としてHTTR技術課長が所管する区域を除くHTTR建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>5 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>6 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>第5条の3 （省略）</p>	<p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMT Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術課長は、JMT Rの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設計、製作及び所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、施設管理者としてJMT R本体施設の運転及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMT Rの燃料要素及びJMT R Cで使用した燃料の管理に関する業務、管理区域管理者として燃料管理室、JMT R炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(25) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJMT R照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃止措置準備室長は、JMT Rの廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第30号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(29) HTTR技術課長は、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体の管理、区域管理者としてHTTR技術課長が所管する区域を除くHTTR建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>5 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>6 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>第5条の3 （変更なし）</p>	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2節 原子炉主任技術者</p> <p>第6条～第6条の3 （省略）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第13条 （省略）</p> <p>第4節 独立検査組織</p> <p>第13条の2 （省略）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>第14条～第22条 （省略）</p> <p>第4章 保安教育訓練</p> <p>第23条・第24条 （省略）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 （省略）</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第26条～第31条 （省略）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第32条・第33条 （省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2節 原子炉主任技術者</p> <p>第6条～第6条の3 （変更なし）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第13条 （変更なし）</p> <p>第4節 独立検査組織</p> <p>第13条の2 （変更なし）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>第14条～第22条 （変更なし）</p> <p>第4章 保安教育訓練</p> <p>第23条・第24条 （変更なし）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 （変更なし）</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第26条～第31条 （変更なし）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第32条・第33条 （変更なし）</p> <p><u>第6章の2 大洗研究所における共通設備等に係る保守管理 （共通設備等の管理）</u></p> <p><u>第33条の2 危機管理課長は、別表第9の2に掲げる共通設備等を備え付ける。</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、別図第4に示すとおり、敷地内の通信連絡設備を配置する。</u></p> <p><u>3 危機管理課長は、別図第5に示すとおり、大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備を配備する。</u></p> <p><u>4 危機管理課長は、共通設備等に故障を認めたときは、修理又は代替品と交換する。</u></p> <p><u>5 危機管理課長は、共通設備等に故障を認めた場合であって、直ちに修理又は代替品を補充できないと認めたときは、保安管理部長及びHTTR運転管理課長に通知するとともに、その原因を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じる。</u></p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p>	<p>共通設備等（通信連絡設備、BDPA防止対策機器）の管理に関する事項を追加</p> <p>共通設備等に係る施設管理目標の策定に関する事項を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
(新設)	<p>第33条の3 保安管理部長は、危機管理課が所掌する共通設備等について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の施設管理目標について、高温工学試験研究炉部長及び高温ガス炉センター長の確認を受けたのち、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 保安管理部長は、前項の承認を得たときは、高温工学試験研究炉部長に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第33条の4 危機管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する共通設備等のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 危機管理課長は、前項の定量的な施設管理目標について、高温工学試験研究炉部長の確認を受けたのちに、保安管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、HTTR原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 危機管理課長は、第2項の承認を得たときは、HTTR運転管理課長に通知する。</p>	<p>共通設備等に係る重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p>
(新設)	<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第33条の5 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 共通設備等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 共通設備等の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 共通設備等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 共通設備等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 共通設備等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 共通設備等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 共通設備等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 共通設備等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 危機管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、高温工学試験研究炉部長の確認を受けたのちに、保安管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、HTTR原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 危機管理課長は、第3項の承認を得たときは、HTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p>	<p>共通設備等に係る施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p> <p>共通設備等に係る保全活動の実施に関する事項を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
(新設)	<p><u>第33条の6 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第33条の7 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p>	<p>共通設備等に係る保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加</p>
(新設)	<p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p><u>第33条の8 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、HTTR原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 定期事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>ニ 定量的な施設管理目標</u></p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、HTTR原子炉主任技術者の確認を受ける。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、危機管理課長に通知する。</u></p> <p><u>5 危機管理課長は、前項の通知を受けた場合は、保安管理部長に報告するとともに、HTTR運転管理課長に通知する。</u></p>	<p>共通設備等に係る定期事業者検査の実施に関する事項を追加</p>
(新設)	<p><u>(修理及び改造)</u></p> <p><u>第33条の9 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、所掌する共通設備等について、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、保安管理部長の同意を得る。</u></p> <p><u>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>3 保安管理部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温工学試験研究炉部長及び高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、HTTR原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p><u>5 危機管理課長は、第3項の承認を得た場合は、HTTR運転管理課長に通知する。</u></p>	<p>共通設備等に係る修理及び改造に関する事項を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>第34条～第36条 (省略)</p> <p>第8章 定期的な評価</p> <p>第37条～第41条 (省略)</p>	<p>6 危機管理課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、保安管理部長に報告するとともに、HTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第33条の10 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、HTTR原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 危機管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、HTTR原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、危機管理課長に通知する。</p> <p>5 危機管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、保安管理部長に報告するとともに、HTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>6 危機管理課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、保安管理部長に報告するとともに、HTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>第34条～第36条 (変更なし)</p> <p>第8章 定期的な評価</p> <p>第37条～第41条 (変更なし)</p>	<p>共通設備等に係る使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）						変更後（補正後）							備考
別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）						別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）							
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	共通設備等に関する、原子炉施設の区分の明確化
区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設	共通設備等	区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設	共通設備等	共通設備等	
共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) JMTRの廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編別表第6及び別表第7に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器	共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) JMTRの廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編別表第6及び別表第7に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器及び別表第	二	屋外管理用放射線設備として非常用資機材を追加
JMTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インパイルループOSF-1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) UCL系統 (7) 純水補給系統 (8) N <sub>2</sub> ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編別表第27及び別表第28に掲げる放射線測定機器	—	JMTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インパイルループOSF-1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) UCL系統 (7) 純水補給系統 (8) N <sub>2</sub> ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編別表第27及び別表第28に掲げる放射線測定機器	13の2に掲げる非常用資機材	二	共通設備等の管理の追加に伴う、管理者の明確化
HTTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編別表第22及び別表第23に掲げる放射線測定機器	—	HTTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編別表第22及び別表第23に掲げる放射線測定機器	第1編別表第9の2に掲げる共通設備等	—	共通設備等の管理の追加に伴う、管理者の明確化
共用施設の特定施設のうち、JMTRの廃液輸送管は、JMTRのタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「JMTR系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。						共用施設の特定施設のうち、JMTRの廃液輸送管は、JMTRのタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「JMTR系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。							



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考	
別表第2 区域の管理分担（第3条関係）					別表第2 区域の管理分担（第3条関係）						
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄		
区分	管理者	保全区域	管理区域	施設	区分	管理者	保全区域	管理区域	施設		
共用施設	廃棄物管理課長	第4編共用施設の管理 別図第1に掲げる区域	除染施設	本体施設 特定施設	共用施設	廃棄物管理課長	第4編共用施設の管理 別図第1に掲げる区域	除染施設	本体施設 特定施設		記載の適正化
	放射線管理第2課長			放射線管理施設		放射線管理第2課長			別表第1第5欄に定める放射線管理施設		
	(新設)					(新設)					管理者の明確化
JMTR 原子炉施設	照射課長		照射制御室 照射準備室	照射設備	JMTR 原子炉施設	照射課長		照射制御室 照射準備室	照射設備		
	放射線管理第2課長			放射線管理施設		放射線管理第2課長			別表第1第5欄に定める放射線管理施設		
	(新設)					(新設)					管理者の明確化
	原子炉課長	第5編JMTRの管理 別図第1に掲げる区域	燃料管理室 JMTR炉室 ホット実験室 X線装置室 測定室 その他上記以外の区域	本体施設 特定施設		原子炉課長	第5編JMTRの管理 別図第1に掲げる区域	燃料管理室 JMTR炉室 ホット実験室 X線装置室 測定室 その他上記以外の区域	本体施設 特定施設		
HTTR 原子炉施設	HTTR技術課長	第6編HTTRの管理 別図第1に掲げる区域	新燃料組立検査室		HTTR 原子炉施設	HTTR技術課長		新燃料組立検査室			記載の適正化
	HTTR運転管理課長			上記以外のHTTR 建家		本体施設 特定施設			HTTR運転管理課長		
	放射線管理第2課長			放射線管理施設	放射線管理第2課長				別表第1第5欄に定める放射線管理施設		
	(新設)					(新設)					管理者の明確化
(新設)					(新設)					共通設備等の管理の追加に伴う、管理者の明確化	
(新設)					(新設)						
別表第3～別表第9（省略）					別表第3～別表第9（変更なし）						

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
(新設)					別表第9の2 共通設備等（第33条の2関係）					共通設備等の管理の追加に伴う、対象機器の明確化
					分類	種類	設置場所	対象機器	数量	
					共通設備（通信連絡設備）	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備）	安全情報交流棟	主装置	1式	
								全天候型長距離放送用スピーカー	2台	
						非常用発電機	1台			
						冷却系機器開発試験施設	全天候型長距離放送用スピーカー	4台		
					大洗研究所外通信連絡設備	緊急時対策所	固定電話	1台		
							携帯電話	1台		
							ファクシミリ	1台		
					大洗研究所内通信連絡設備	緊急時対策所	衛星携帯電話	1台		
							固定電話	1台		
							携帯電話	5台		
多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止対策機器	消防自動車・ホース	消防車庫	固定電話	1台						
			携帯電話	5台						
										1台
										1本
別表第10(1) 試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					別表第10(1) 試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					1. 原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					
イ 使用前確認の結果（第2編第38条の2、第4編第16条の2、第5編第38条の2、第6編第37条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	イ 使用前確認の結果（第2編第38条の2、第4編第16条の2、第5編第38条の2、第6編第37条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（第2編第34条の5、第4編第10条の5、第5編第35条の5、第6編第34条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（第2編第34条の5、第4編第10条の5、第5編第35条の5、第6編第34条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名（第2編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の5）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名（第2編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の5）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
6、第4編第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の6、 第5編第35条の2、第35条の3、第35条の4、第35条の6、第6編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6）					6、第4編第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の6、 第5編第35条の2、第35条の3、第35条の4、第35条の6、第6編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6）					
2. 運転記録					2. 運転記録					
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 （第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 （第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 （第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 （第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	
ハ 制御材の位置 （第5編第5条、第34条、第6編第5条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	ハ 制御材の位置 （第5編第5条、第34条、第6編第5条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	
ニ 再結合装置内の温度（注1）	運転中1時間ごと	—	—	—	ニ 再結合装置内の温度（注1）	運転中1時間ごと	—	—	—	
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量 （第5編第29条、第6編第27条）	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量 （第5編第29条、第6編第27条）	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置 （第5編第44条、第6編第8条、第6編第9条）	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置 （第5編第44条、第6編第8条、第6編第9条）	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連	配置又は配置替えの都度	—	—	—	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注1）					鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注1）					
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検 （第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検 （第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻 （第5編第5条、第35条、第55条、第6編第5条、第34条、第53条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻 （第5編第5条、第35条、第55条、第6編第5条、第34条、第53条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容（注3、注4） （第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第25条、第69条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容（注4、注5） （第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第25条、第69条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第5編第5条、第6編第5条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第5編第5条、第6編第5条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
3. 燃料体の記録（試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）					3. 燃料体の記録（試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）					
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡り量 （第5編第41条、第6編第41条、第43条）	受渡しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡り量 （第5編第41条、第6編第41条、第43条）	受渡しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第47条）	挿入の都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第47条）	挿入の都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	HTTR保管廃棄施設の新設に伴う変更（以下同じ）

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第48条）	取出しの都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第48条）	取出しの都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第5編第7条、第6編第48条）	取出しの都度又は毎月1回	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第5編第7条、第6編第48条）	取出しの都度又は毎月1回	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第5編第42条、第43条、第6編第48条）	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第5編第42条、第43条、第6編第48条）	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間	
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 （第5編第47条、第6編第50条）	払出しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 （第5編第47条、第6編第50条）	払出しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 （第5編第41条、第47条、第6編第43条、第47条、第48条）	挿入前及び取出後	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 （第5編第41条、第47条、第6編第43条、第47条、第48条）	挿入前及び取出後	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	
4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除	毎日運転中1回 （法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除	毎日運転中1回 （法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
く。）使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率（第2編第20条）	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回）				く。）使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率（第2編第20条）	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回）				
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度（第3編第5条、第7条）	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度（第3編第5条、第7条）	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度（第2編第20条）	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度（第2編第20条）	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第2編第28条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第2編第28条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
<p>へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第24条、第25条、第26条)</p>	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	<p>へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第24条、第25条、第26条)</p>	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第10条、第28条)</p>	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第10条、第28条)</p>	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
<p>チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第3編第2条)</p>	運搬の都度	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間	<p>チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第3編第2条)</p>	運搬の都度	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間	
<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注2)</p>	廃棄の都度	＝	＝	＝	<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注2) <u>(第3編第10条の4)</u></p>	廃棄の都度	<u>課長又は管理区域管理者</u> (注3)	<u>課長又は管理区域管理者</u> (注3)	<u>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</u>	保管廃棄施設の設置に伴う追加
<p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 (注2)</p>	封入又は固化の都度	＝	＝	＝	<p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 (注2) <u>(第3編第10条の4)</u></p>	封入又は固化の都度	<u>課長又は管理区域管理者</u> (注3)	<u>課長又は管理区域管理者</u> (注3)	<u>法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</u>	保管廃棄施設の設置に伴う追加
<p>ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名 (第2編第21条)</p>	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	<p>ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名 (第2編第21条)</p>	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
5. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	1年間	5. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	1年間	
	利用の都度	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及び照射課長	1年間		利用の都度	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及び照射課長	1年間	
6. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	6. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
7. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。） イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	7. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。） イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間		連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間		連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 （第1編第23条）	策定の都度	各部長	各部長	3年間	8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 （第1編第23条）	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
ロ 保安教育の実施日時、項目 （第1編第23条）	実施の都度	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	3年間	ロ 保安教育の実施日時、項目 （第1編第23条）	実施の都度	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名 （第1編第23条）	実施の都度	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名 （第1編第23条）	実施の都度	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	原子力施設 検査室長、 廃止措置準備 室長及び 各課長	3年間	
9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第43条の3 の2第2項の認可 を受けた廃止 措置計画に記載 された工事の各 工程の終了の都 度	—	—	法第43条の3 の2第3項にお いて準用する法 第12条の6第 8項の確認を受 けるまでの期間	9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第43条の3 の2第2項の認可 を受けた廃止 措置計画に記載 された工事の各 工程の終了の都 度	—	—	法第43条の3 の2第3項にお いて準用する法 第12条の6第 8項の確認を受 けるまでの期間	
10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果 （第1編第37条）	評価の都度	施設管理者	施設管理統 括者	法第43条の3 の2第2項の認可 を受けるまで の期間	10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果 （第1編第37条）	評価の都度	施設管理者	施設管理統 括者	法第43条の3 の2第2項の認可 を受けるまで の期間	
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の 職、安全・ 核セキュリティ 統括部長、 契約部長、 各部長、 原子力施設 検査室長、 廃止措置 準備室長 及び各課長	統括監査の 職、安全・ 核セキュリティ 統括部長、 契約部長、 各部長、 原子力施設 検査室長、 廃止措置 準備室長 及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年 が経過するま での期間	11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の 職、安全・ 核セキュリティ 統括部長、 契約部長、 各部長、 原子力施設 検査室長、 廃止措置 準備室長 及び各課長	統括監査の 職、安全・ 核セキュリティ 統括部長、 契約部長、 各部長、 原子力施設 検査室長、 廃止措置 準備室長 及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年 が経過するま での期間	
注1：該当設備がないため実施しない。 注2： <u>許可を受けていないため実施しない。</u>					注1：該当設備がないため実施しない。 注2： <u>共用施設及びJMTRは廃止措置計画の認可を受けていないため実施しない。HTTRにおいては、保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。</u> 注3： <u>第3編第10条の4の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者</u>					HTTR保管廃棄施設の新設に伴い注釈の追加

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>注3：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。</p> <p>別表第10（2）（省略）</p> <p>別図第1～別図第3（省略）</p>	<p>注4：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>注5：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。</p> <p>別表第10（2）（変更なし）</p> <p>別図第1～別図第3（変更なし）</p>	<p>注番号の繰下げ（以下同じ）</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

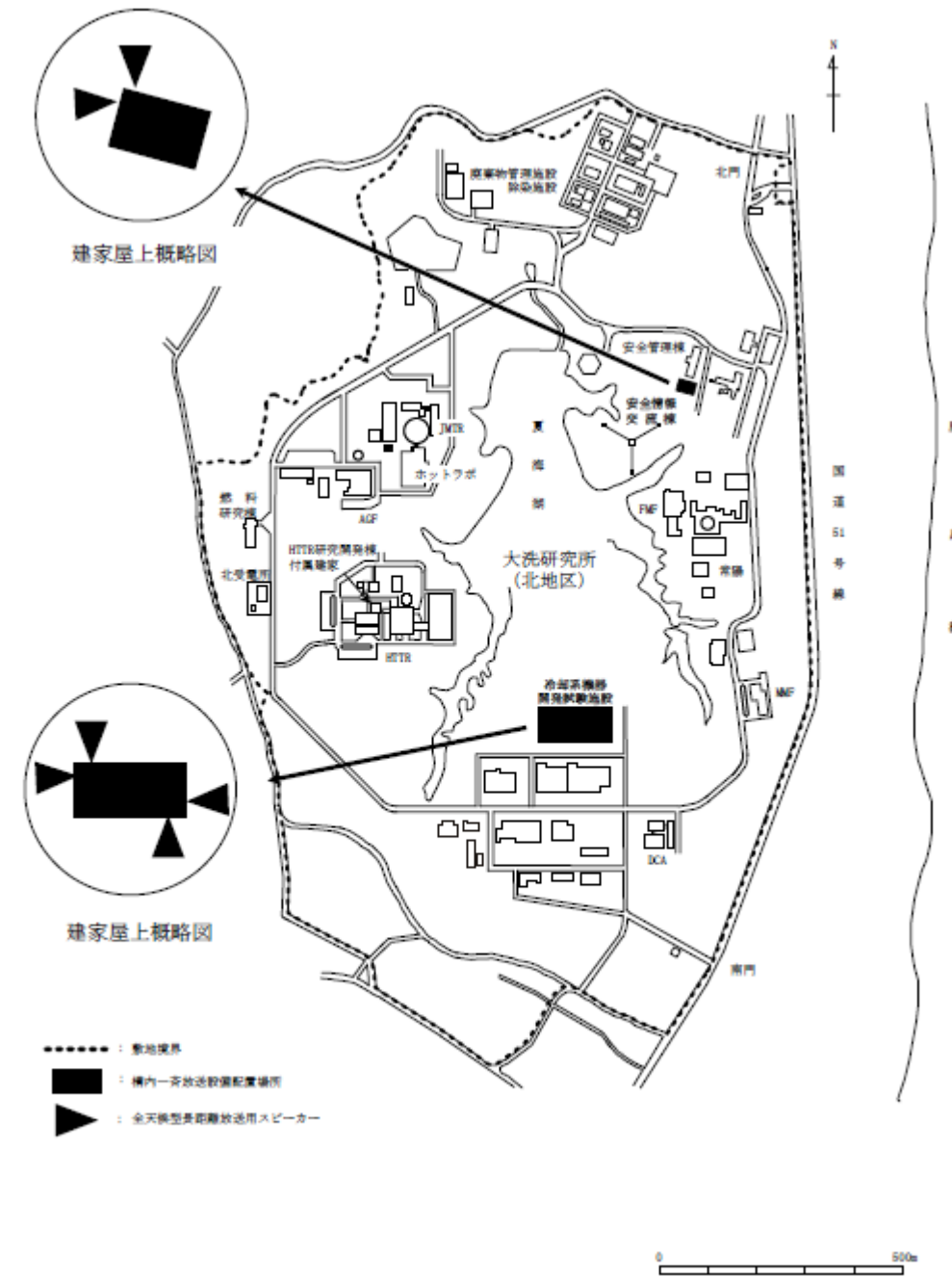
(新設)

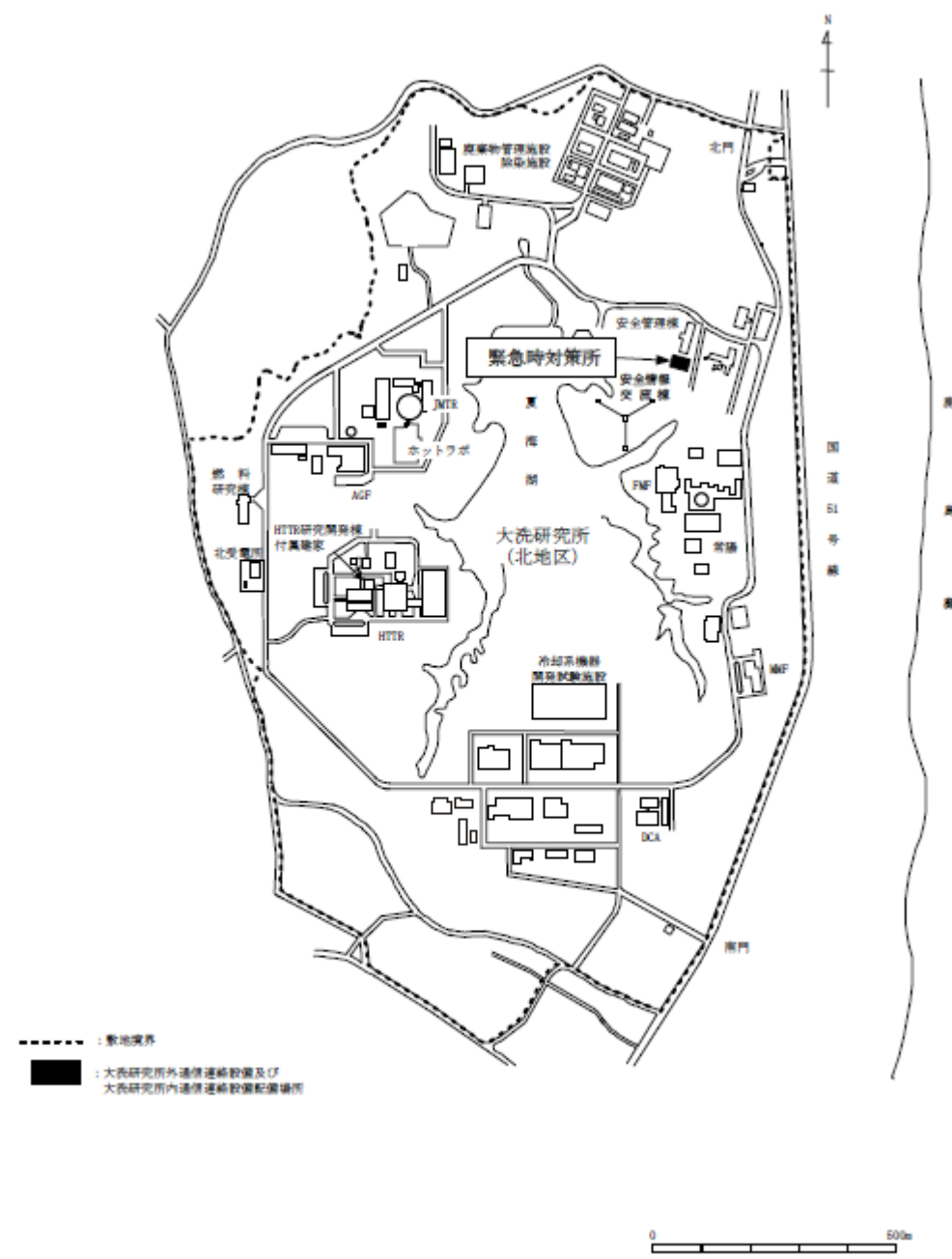
変更後（補正後）

別図第4 敷地内の通信連絡設備の配置場所

備考

共通設備等の管理の追加に伴う、敷地内の通信連絡設備の配置場所の明確化



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第5 大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備の配備場所</p> 	<p>共通設備等の管理の追加に伴う、大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備の配備場所の明確化</p>

## 第2編 放射線管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条～第2条 （省略）</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第3条 施設管理統括者は、前条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除しようとする区域と隣接する管理区域を、壁、<u>さく</u>等で区画するとともに、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けること。</p> <p>(2) 前項の出入口及び一時解除をしようとする区域の境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が一時的に管理区域を解除されている区域であること</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は一時解除の期間が終了したときは、管理区域管理者、放射線管理第2課長及び当該区域に係る課長に周知する。</p> <p>第4条～第19条 （省略）</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第20条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定を行ったときは、<u>線量当量率及び表面密度</u>を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示する。</p> <p>第21条～第22条 （省略）</p> <p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 （線量限度）</p> <p>第23条 職員等に係る線量の管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の<u>線量</u>を、別表第9に掲げる線量限度を超えないように管理する。</p> <p>第24条～第27条 （省略）</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第3条 施設管理統括者は、前条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除しようとする区域と隣接する管理区域を、壁、<u>柵</u>等で区画するとともに、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けること。</p> <p>(2) 前項の出入口及び一時解除をしようとする区域の境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が一時的に管理区域を解除されている区域であること</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は一時解除の期間が終了したときは、管理区域管理者、放射線管理第2課長及び当該区域に係る課長に周知する。</p> <p>第4条～第19条 （変更なし）</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第20条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定を行ったときは、<u>線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度</u>を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所等適切な箇所に掲示する。</p> <p>第21条～第22条 （変更なし）</p> <p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 （線量限度）</p> <p>第23条 職員等に係る線量の管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の<u>線量</u>が、別表第9に掲げる線量限度を超えないように管理する。</p> <p>第24条～第27条 （変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化及び空気中の放射性物質の濃度監視に係る措置を追記</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>（個人線量の通知）</p> <p>第28条 環境監視線量計測課長は、第25条第3項又は第26条第3項の規定により評価した個人線量評価結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、部長及び施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に交付する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第21条の2第4項及び第25条第2項第3号の規定により、臨時に評価した線量の結果を、その<u>つど</u>、その者の所属する課長を経由して本人に通知する。</p> <p>第29条～第30条 （省略）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条～第33条 （変更なし）</p> <p>（環境監視に係る措置）</p> <p>第34条 環境監視線量計測課長は、第32条第1項に定める測定結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第2課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉主任技術者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第34条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	<p>（個人線量の通知）</p> <p>第28条 環境監視線量計測課長は、第25条第3項又は第26条第3項の規定により評価した個人線量評価結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、部長及び施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に交付する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第21条の2第4項及び第25条第2項第3号の規定により、臨時に評価した線量の結果を、その<u>都度</u>、その者の所属する課長を経由して本人に通知する。</p> <p>第29条～第30条 （変更なし）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条～第33条 （変更なし）</p> <p>（環境監視に係る措置）</p> <p>第34条 環境監視線量計測課長は、第32条第1項に定める測定結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第2課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉主任技術者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器の商用電源が喪失した場合は、別表第13の2に掲げる非常用資機材を用いて、測定を継続する。</u></p> <p>4 <u>環境監視線量計測課長は、別表第13の2に掲げる非常用資機材のうち、非常用発電機（可搬型含む。）の起動等について、90分以内を目安に行う。</u></p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第34条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について、<u>高温工学試験研究炉部長及び高温ガス炉センター長の承認を受けたのち</u>、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、<u>高温工学試験研究炉部長の承認を受けたのちに</u>、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>商用電源が喪失した場合の非常用発電機等を用いたモニタリングポストの測定継続のための措置を追加</p> <p>施設管理統括者及び高温ガス炉センター長の承認行為を追加</p> <p>施設管理統括者の承認行為を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第34条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第34条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第34条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（放射線測定機器の管理）</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備え<u>つける</u>。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視するものとする。</p>	<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第34条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、<u>高温工学試験研究炉部長の確認を受けたのち、放射線管理部長の承認を得る</u>。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第34条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第34条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（放射線測定機器の管理）</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備え<u>付ける</u>。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器の動作状況を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視するものとする。</p>	<p></p> <p>施設管理統括者の確認行為を追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>点検内容の明確化（以下同じ。）</p>



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備え付ける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器及び別表第13の2に掲げる非常用資機材を備え付ける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器及び別表第13の2に掲げる非常用資機材を毎週1回巡視する。</p> <p>(削る)</p>	<p>非常用資機材の追加及び追加に伴う表番号の変更 週1回の巡視に変更 年1回の点検を定期事業者検査として位置付けるため削除</p>
<p>第36条 削除</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第36条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	<p>定期事業者検査を追加。</p>
<p>第37条 (省略)</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>第37条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第38条 環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長は、放射線管理施設等について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>環境線計課長が行う修理及び改造を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>当該施設に係る部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>5 放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、<u>関係のある課長</u>に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、<u>関係のある課長</u>に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の承認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に<u>通知</u>するとともに、<u>関係のある課長</u>に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、<u>関係のある課長</u>に通知する。</p> <p>（放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p>	<p>(2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、<u>当該施設を所掌する施設管理統括者及びセンター長の確認を受けたのち</u>、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長</u>は、第3項の承認を得たときは、<u>本体施設の施設管理者</u>に通知する。</p> <p>6 <u>環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長</u>は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、<u>本体施設の施設管理者</u>に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長</u>は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の承認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長及び<u>環境監視線量計測課長</u>に通知する。</p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長</u>は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に<u>報告</u>するとともに、<u>本体施設の施設管理者</u>に通知する。</p> <p>6 <u>環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長</u>は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、<u>本体施設の施設管理者</u>に通知する。</p> <p>（放射線測定機器等の巡視において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p>	<p>施設管理統括者及びセンター長の確認行為を追加</p> <p>環境線計課長が行う修理及び改造を追加及び記載の適正化</p> <p>使用前事業者検査の環境監視線量計測課長の関与を追加</p> <p>使用前事業者検査の環境監視線量計測課長の関与を追加記載の適正化</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考																																																																														
<p>別表第1～別表第6（省略）</p> <p>別表第7 管理区域における線量当量率等の測定（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="151 600 1133 846"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">ひん度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁</td> <td>原子炉施設運転中毎日1回</td> </tr> <tr> <td>管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>第1種管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)、注2)</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)、注3)</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内</td> <td>必要の都度 注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 原子炉の運転又は放射線作業が1週間以上連続して行われないときは、測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。  注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。  注3) 低レベル区域については、表面密度が別表第2に規定する値を超えたときとする。  注4) 別表第8に規定する第2種管理区域の汚染除去に係る表面密度を超え、又は超えるおそれのあるときとする。</p> <p>別表第8～別表第11（省略）</p> <p>別表第11の2 内部被ばくによる線量の評価（第26条関係）</p> <table border="1" data-bbox="151 1199 1151 1339"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>実施条件又は頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>体外計測</td> <td>3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の<u>つど</u></td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>必要の<u>つど</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第12～別表第13（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	項目	ひん度		線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	原子炉施設運転中毎日1回	管理区域内	毎週1回 注1)	表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)	第2種管理区域内	毎月1回	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)	第2種管理区域内	必要の都度 注4)	対象者	検査項目	実施条件又は頻度	放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の <u>つど</u>	バイオアッセイ	必要の <u>つど</u>	<p>2 <u>環境監視線量計測課長は、第35条第6項の巡視を行った結果、故障等を認めたときは、修理又は代替品と交換する。</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、故障等を認めた場合であって、直ちに修理又は代替品を補充できないと認めたときは、放射線管理部長及び本体施設の施設管理者に通知するとともに、その原因を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じる。</u></p> <p>別表第1～別表第6（変更なし）</p> <p>別表第7 管理区域における線量当量率等の測定（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1344 600 2326 846"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁</td> <td>原子炉施設運転中毎日1回</td> </tr> <tr> <td>管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>第1種管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)、注2)</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域内</td> <td>毎週1回 注1)、注3)</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内</td> <td>必要の都度 注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 原子炉の運転又は放射線作業が1週間以上連続して行われないときは、測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。  注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。  注3) 低レベル区域については、表面密度が別表第2に規定する値を超えたときとする。  注4) 別表第8に規定する第2種管理区域の汚染除去に係る表面密度を超え、又は超えるおそれのあるときとする。</p> <p>別表第8～別表第11（変更なし）</p> <p>別表第11の2 内部被ばくによる線量の評価（第26条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1344 1199 2344 1339"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>実施条件又は頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>体外計測</td> <td>3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の<u>都度</u></td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>必要の<u>都度</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第12～別表第13（変更なし）</p> <p>別表第13の2 <u>非常用資機材（第35条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1323 1493 2421 1969"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>給電先/保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常用発電機（可搬型含む。）*1</td> <td><u>モニタリングポスト（P-1）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-2）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-3）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-4）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-5）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-6）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-7）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-11, P-12, P-13）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト（P-14, P-15, P-16）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>表示器、伝送系（環境監視棟）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>伝送系（気象観測建屋）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度		線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	原子炉施設運転中毎日1回	管理区域内	毎週1回 注1)	表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)	第2種管理区域内	毎月1回	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)	第2種管理区域内	必要の都度 注4)	対象者	検査項目	実施条件又は頻度	放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の <u>都度</u>	バイオアッセイ	必要の <u>都度</u>	資機材	給電先/保管場所	数量	非常用発電機（可搬型含む。）*1	<u>モニタリングポスト（P-1）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-2）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-3）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-4）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-5）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-6）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-7）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-11, P-12, P-13）</u>	<u>1</u>	<u>モニタリングポスト（P-14, P-15, P-16）</u>	<u>1</u>	<u>表示器、伝送系（環境監視棟）</u>	<u>1</u>	<u>伝送系（気象観測建屋）</u>	<u>1</u>	<p>巡視の結果、異常と認められた場合の措置について追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>商用電源喪失時における屋外放射線測定設備に係る非常用資機材を追加</p>
項目	ひん度																																																																															
線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	原子炉施設運転中毎日1回																																																																														
	管理区域内	毎週1回 注1)																																																																														
表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)																																																																														
	第2種管理区域内	毎月1回																																																																														
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)																																																																														
	第2種管理区域内	必要の都度 注4)																																																																														
対象者	検査項目	実施条件又は頻度																																																																														
放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の <u>つど</u>																																																																														
	バイオアッセイ	必要の <u>つど</u>																																																																														
項目	頻度																																																																															
線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	原子炉施設運転中毎日1回																																																																														
	管理区域内	毎週1回 注1)																																																																														
表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)																																																																														
	第2種管理区域内	毎月1回																																																																														
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)																																																																														
	第2種管理区域内	必要の都度 注4)																																																																														
対象者	検査項目	実施条件又は頻度																																																																														
放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと2mSvを超えるおそれがある場合又は必要の <u>都度</u>																																																																														
	バイオアッセイ	必要の <u>都度</u>																																																																														
資機材	給電先/保管場所	数量																																																																														
非常用発電機（可搬型含む。）*1	<u>モニタリングポスト（P-1）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-2）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-3）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-4）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-5）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-6）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-7）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-11, P-12, P-13）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>モニタリングポスト（P-14, P-15, P-16）</u>	<u>1</u>																																																																														
	<u>表示器、伝送系（環境監視棟）</u>	<u>1</u>																																																																														
<u>伝送系（気象観測建屋）</u>	<u>1</u>																																																																															

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）			備考	
別図第1（その1）～別図第2（省略） 別記様式第1～別記様式第4（省略）		<u>モニタリングポスト（P-8）</u> <u>伝送系（安全管理棟）</u> <u>表示器、伝送系（安全情報交流棟）</u>	<u>1</u>		
	<u>無停電電源装置</u>	<u>モニタリングポスト（P-1～P-8， P-11～P-16）</u>	<u>14</u>		
		<u>伝送系（安全管理棟）</u>	<u>1</u>		
		<u>伝送系（気象観測建屋）</u>	<u>1</u>		
		<u>表示器、伝送系（HTTR中央制御室）</u>	<u>2</u>		
		<u>表示器、伝送系（安全情報交流棟）</u>	<u>2</u>		
	<u>サーバイメータ</u>	<u>環境監視棟</u>	<u>14</u>		
	*1：非常用発電機（可搬型含む。）の燃料は3日間供給できる量（非常用発電機燃料タンク保管量含む。）を保管する。				
	別図第1（その1）～別図第2（変更なし）				
	別記様式第1～別記様式第4（変更なし）				

### 第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第1条～第2条 （省略）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第3条～第9条 （省略）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第10条 （省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品の管理） 第10条の2 課長は、原子炉施設で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。 2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。 3 課長は、第1項において、所定の容器が可燃性のときは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。 5 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。 6 課長は、第1項並びに第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、廃棄物管理課長に引き渡すまでの間、<u>第4編、第5編及び第6編</u>の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所に保管する。 7 課長は、前項において、所定の容器が可燃性のとき及び第4項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。 8 課長は、第6項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所について、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 廃棄物の仕掛品の保管場所の巡視を実施する。 (2) 廃棄物の仕掛品の保管場所又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第3条～第9条 （変更なし）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第10条 （変更なし）</p> <p>（共用施設及びJMTRにおける廃棄物の仕掛品の管理） 第10条の2 課長は、<u>共用施設及びJMTR</u>で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。 2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。 3 課長は、第1項において、所定の容器が可燃性のときは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。 5 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。 6 課長は、第1項並びに第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、<u>廃棄物管理課長に引き渡すまでの間、第4編及び第5編</u>の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所に保管する。 7 課長は、前項において、所定の容器が可燃性のとき及び第4項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。 8 課長は、第6項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所について、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 廃棄物の仕掛品の保管場所の巡視を実施する。 (2) 廃棄物の仕掛品の保管場所又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>（HTTRにおける廃棄物の仕掛品の管理） <u>第10条の3 課長は、HTTRで発生した廃棄物の仕掛品について、所定の容器に収納する。</u> <u>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</u> <u>3 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</u> <u>4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</u> <u>5 課長は、第1項及び第2項の所定の容器が可燃性のとき及び第3項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</u></p> <p>（HTTRにおける固体廃棄物の廃棄） <u>第10条の4 課長は、HTTRにおいて発生した固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）を封入し廃棄する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずる。ただし、共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者がこれを行う。</u></p>	<p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、共用施設及びJMTRの廃棄物の仕掛品の管理を別に定める。</p> <p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更</p> <p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、HTTRの廃棄物の仕掛品の管理を別に定める。</p> <p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、固体廃棄物の廃棄を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第11条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置）</p> <p>第11条の2 廃棄物の仕掛品を<u>固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）</u>として廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、廃棄物の仕掛品を発生させた課長が行う。ただし、共用の金属製容器又は金属製保管庫に収納される廃棄物の仕掛品については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、<u>原子炉施設内</u>において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡すときは、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(2) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(3) 前各号の措置をした廃棄物の仕掛品は、第1号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、<u>原子炉施設内</u>において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、廃棄物の仕掛品ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第12条 課長は、第11条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>第13条 削除</p>	<p>(1) 発生箇所、性状等によって分類し、<u>所定の容器に収納すること。</u></p> <p>(2) <u>放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</u></p> <p>(4) <u>前各号の措置をした放射性廃棄物は、第2号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</u></p> <p>(6) <u>汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納すること。</u></p> <p>(7) <u>所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</u></p> <p>(8) <u>所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</u></p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、<u>前項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、第1編別表第10（1）第4項(リ)及び(ヌ)に従い記録保存する。</u></p> <p>第11条（変更なし）</p> <p>（共用施設及びJMTRにおける廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置）</p> <p>第11条の2 廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、廃棄物の仕掛品を発生させた課長が行う。ただし、共用の金属製容器又は金属製保管庫に収納される廃棄物の仕掛品については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、<u>共用施設及びJMTR</u>において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡すときは、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(2) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(3) 前各号の措置をした廃棄物の仕掛品は、第1号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、<u>共用施設及びJMTR</u>において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、廃棄物の仕掛品ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第12条 課長は、<u>第10条の4第1項及び第11条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</u></p> <p>（HTTRにおける固体廃棄物の保管）</p> <p>第13条 課長は、<u>固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第6編の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。</u></p> <p>2 <u>管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</u></p> <p>(2) <u>保管廃棄施設の巡視を実施する。</u></p> <p>(3) <u>保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</u></p> <p>(4) <u>目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p></p> <p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更及び記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>HTTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う管理の追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第14条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等）</p> <p>第14条の2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該廃棄物の仕掛品に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、運搬のために廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p> <p>別表第1～別表第8（省略）</p> <p>別表第9 放射性廃棄物の区分基準（第11条、第11条の2関係）</p> <p>別表第10 放射性廃棄物の表示（第11条の2、<u>第12条</u>関係）</p>	<p>第14条（変更なし）</p> <p>（<u>共用施設及びJMTR</u>における廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等）</p> <p>第14条の2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該廃棄物の仕掛品に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、運搬のために廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p> <p>別表第1～別表第8（変更なし）</p> <p>別表第9 放射性廃棄物の区分基準（<u>第10条の4</u>、第11条、第11条の2関係）</p> <p>別表第10 放射性廃棄物の表示（第11条の2、<u>第12条</u>関係）</p>	<p>H T T Rにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>



## 第4編 共用施設

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 共用施設 第1章 通則</p> <p>第1条～第16条の2 （省略）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第18条 （省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>異常を認めた旨の通報</u>を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第20条～第23条 （省略）</p> <p>別表第1～別表第8 （省略）</p> <p>別図第1～別図第2（その2） （省略）</p>	<p>第4編 共用施設 第1章 通則</p> <p>第1条～第16条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。<u>また、廃棄物管理課長が環境監視線量計測課長より第2編第36条第5項の定めにより放射線管理施設に係る定期事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2 <u>第6項</u>の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第18条 （変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第2編第39条第1項の規定により放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>故障を認めた旨の通知</u>を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果<u>及び第2編第39条第3項の通知を受けた場合において、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは</u>、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第20条～第23条 （変更なし）</p> <p>別表第1～別表第8 （変更なし）</p> <p>別図第1～別図第2（その2） （変更なし）</p>	<p>屋外放射線管理施設の事業者検査追加に伴う修正（以下同じ。）</p> <p>第2編第39条第1項との整合</p> <p>放射線測定機器（モニタリングポスト等）の故障等に係る通報を受けた場合の措置について追記</p>

## 第5編 J M T R の管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後	備考
<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条～第38条の2 （省略）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第40条～第62条 （省略）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>異常を認めた旨の通報</u>を受けた場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、<u>原子炉課長</u>に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。</p>	<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条～第38条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。<u>また、原子炉課長が環境監視線量計測課長より第2編第36条第5項の定めにより放射線管理施設に係る定期事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2第6項の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第40条～第62条 （変更なし）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条第1項の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>故障を認めた旨の通知</u>を受けた場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、<u>原子炉運転班長</u>に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報並びに第2編第39条第1項及び第3項の通知を受けた場合において、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。</p>	<p>屋外放射線管理施設の事業者検査追加に伴う修正（以下同様）</p> <p>記載の適正化 記載の適正化及び第2編第39条第1項との整合並びに当該通知を受けた場合の対応の見直し</p> <p>放射線測定機器（モニタリングポスト等）の故障等に係る通知を受けた場合の措置について追記及び第2編第39条との整合</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後	備考
<p>（停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止後の措置及び第40条第1項の停止中の巡視並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、JMTRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第65条～第73条 （省略）</p> <p>別表第1～別表第30 （省略）</p> <p>別図第1～別図第2（その13） （省略）</p>	<p>（停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止後の措置及び第40条第1項の停止中の巡視並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報又は第2編第39条第3項の通知を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報又は通知を受けた場合は、JMTRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第65条～第73条 （変更なし）</p> <p>別表第1～別表第30 （変更なし）</p> <p>別図第1～別図第2（その13） （変更なし）</p>	<p>屋外放射線管理施設の故障等の通知を受けた場合の措置について追記</p>

## 第6編 HTTRの管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考																				
<p>第6編 HTTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 ～第2条（省略）</p> <p>（要員等の配置）</p> <p>第3条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる場合は、要員を中央制御室に配置する。</p> <p>(1) 第19条の定めにより制御棒を炉心から取り出す場合及び炉心に挿入する場合</p> <p>(2) 第46条で定める燃料交換計画により燃料体を交換する場合</p> <p>(3) 第30条の定めにより運転開始前の措置を行う場合</p> <p>(4) 原子炉の運転を開始してから第34条の定めにより運転停止後の措置が終了するまで</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項第1号及び第2号に該当する場合は2名以上の監視要員、前項第3号及び第4号に該当する場合は2名以上の運転要員を配置する。</p> <p>3 本体施設の運転を行う運転要員は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間でHTTRに係る運転及び保守の実務研修を受ける。</p> <table border="1" data-bbox="142 772 1255 957"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実務研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者</td> <td rowspan="2">3月間以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者</td> </tr> <tr> <td>(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者</td> <td>1年間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前項の表の各号に区分される運転要員は、前項の実務研修の他にHTTR原子炉施設の原子炉設置変更許可申請書、原子炉施設保安規定、本体施設等の運転管理及び保守管理並びに異常時の措置に係る教育研修を合計20時間以上受ける。</p> <p>5 第1編第5条の3第2項に定めるHTTR原子炉運転班長代理（以下この編において「原子炉運転班長代理」という。）は、第3項の運転要員としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長代理としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p>6 第1編第5条の3第1項に定めるHTTR原子炉運転班長（以下この編において「原子炉運転班長」という。）は、前項の原子炉運転班長代理としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p>第4条～第15条（省略）</p> <p>（設計想定事象等が発生した場合の措置）</p> <p><u>第15条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転再開時に定める。</u></p>	区分	実務研修	(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者	3月間以上	(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者	(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者	1年間以上	<p>第6編 HTTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 ～第2条（変更なし）</p> <p>（要員等の配置）</p> <p>第3条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる場合は、要員を中央制御室に配置する。</p> <p>(1) 第19条の定めにより制御棒を炉心から取り出す場合及び炉心に挿入する場合</p> <p>(2) 第46条で定める燃料交換計画により燃料体を交換する場合</p> <p>(3) 第30条の定めにより運転開始前の措置を行う場合</p> <p>(4) 原子炉の運転を開始してから第34条の定めにより運転停止後の措置が終了するまで</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項第1号及び第2号に該当する場合は2名以上の監視要員、前項第3号及び第4号に該当する場合は2名以上の運転要員を配置する。</p> <p>3 本体施設の運転を行う運転要員は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間でHTTRに係る運転及び保守の実務研修を受ける。</p> <table border="1" data-bbox="1297 772 2410 957"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実務研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者</td> <td rowspan="2">3月間以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者</td> </tr> <tr> <td>(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者</td> <td>1年間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前項の表の各号に区分される運転要員は、前項の実務研修の他にHTTR原子炉施設の原子炉設置変更許可申請書、原子炉施設保安規定、本体施設等の運転管理及び保守管理並びに異常時の措置に係る教育研修を合計20時間以上受ける。</p> <p>5 第1編第5条の3第2項に定めるHTTR原子炉運転班長代理（以下この編において「原子炉運転班長代理」という。）は、第3項の運転要員としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長代理としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p>6 第1編第5条の3第1項に定めるHTTR原子炉運転班長（以下この編において「原子炉運転班長」という。）は、前項の原子炉運転班長代理としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p><u>7 HTTR運転管理課長は、非常事態対応を行う要員として、次表に定める人数を原子炉施設に配置する。なお、これらの要員には、第2項で定める監視要員又は運転要員を含めることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1297 1528 2297 1671"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項第4号に定める期間</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プールに使用済燃料を貯蔵している期間</td> <td>2名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 <u>HTTR運転管理課長は、前項の要員には非常事態対応を行える力量を有する者を確保する。</u></p> <p>第4条～第15条（変更なし）</p> <p>（火災発生時の体制の整備）</p> <p><u>第15条の2 HTTR運転管理課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）</u></p>	区分	実務研修	(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者	3月間以上	(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者	(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者	1年間以上	期間	対応要員	第1項第4号に定める期間	4名以上	使用済燃料貯蔵プールに使用済燃料を貯蔵している期間	2名以上	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （非常事態要員の確保）</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （非常事態要員の確保）</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （火災時の体制の整備）</p>
区分	実務研修																					
(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者	3月間以上																					
(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者																						
(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者	1年間以上																					
区分	実務研修																					
(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者	3月間以上																					
(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者																						
(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者	1年間以上																					
期間	対応要員																					
第1項第4号に定める期間	4名以上																					
使用済燃料貯蔵プールに使用済燃料を貯蔵している期間	2名以上																					

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
(新設)	<p>における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 火災発生時における消防機関への通報に関すること。</p> <p>(2) 火災発生時における消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。</p> <p>(5) 火災発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設における可燃物の管理に関すること。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、火災に対する原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には火災に対する原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。</p> <p>(1) 火災警報発報時の初期消火活動</p> <p>(2) 蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第15条の3 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には内部溢水発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。</p> <p>(1) 漏えい検知器警報の発報時の対応</p> <p>(2) 地震発生時に溢水が発生した場合の抑制対策</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （溢水時の体制の整備）</p>
(新設)	<p>（自然災害発生時等の体制の整備）</p> <p>第15条の4 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において自然災害（地震、火山及び竜巻をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。</p> <p>(3) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材（照明器具、通信機器を含む。）の配備に関すること。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には自然災害</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （自然災害時の体制の整備）</p>



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p> <p>第16条～17条（省略）</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項</p> <p>第18条～19条（省略）</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第20条～29条（省略）</p> <p>第4節 運転</p>	<p>発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。</p> <p>(1) 竜巻発生時における原子炉の停止及び建家防護のために行う車両の退避その他の必要な措置</p> <p>(2) 火山発生時における原子炉の停止及び建家防護のために行う降下火砕物の除去作業その他の必要な措置</p> <p>(3) 自然災害発生時における非常用電源が喪失した場合における可搬型計器、可搬型発電機等を用いた原子炉施設の監視並びに必要な照明及び通信連絡の確保</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>（多量の放射性物質等を放出する事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）</u></p> <p>第15条の5 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において多量の放射性物質等を放出する事故及び大規模な自然災害が発生した場合（以下「多量の放射性物質等の放出事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を年1回以上実施すること。訓練は、別表第25に掲げる事象について、同表に掲げる時間を目安に対応できるよう実施すること。</p> <p>(3) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材（照明器具、通信機器を含む。）の配備に関すること。</p> <p>2 前項の訓練は、第1編第24条第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項の計画に基づき、多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には多量の放射性物質等の放出事故等発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。</p> <p>(1) 可搬型計器、可搬型発電機等を用いた原子炉施設の監視に関する措置</p> <p>(2) 制御棒による原子炉停止機能喪失時の措置</p> <p>(3) 原子炉建家から放出される放射性物質の影響緩和措置</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵設備使用済燃料貯蔵プールの水位の維持に関する措置</p> <p>(5) 使用済燃料貯蔵建家の瓦礫撤去に関する措置</p> <p>4 H T T R 運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p> <p>第16条～17条（変更なし）</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項</p> <p>第18条～19条（変更なし）</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第20条～29条（変更なし）</p> <p>第4節 運転</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加（BDDBA 時の体制の整備）</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(運転開始前の措置)</p> <p>第30条 HTTR運転管理課長は、原子炉の運転を開始しようとする場合は、<u>本体施設等について、別表第14に掲げる設備等が正常に作動していることを確認する。</u></p> <p>2 HTTR運転管理課長は、同一運転サイクル内において計画停止した原子炉の運転を再開しようとする場合は、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、安全性実証試験のための運転を開始しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を全て満たしていることを確認する。</p> <p>(1) 基準炉心であること。</p> <p>(2) 運転モード選択装置が定格運転モードであり、かつ、単独運転モードであること。</p> <p>第31条～37条（省略）</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第38条 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第37条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</p> <p>4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p>第39条（省略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4章 燃料棒及び燃料体の管理</p>	<p>(運転開始前の措置)</p> <p>第30条 HTTR運転管理課長は、原子炉の運転を開始しようとする場合は、<u>以下の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 本体施設等について、別表第14に掲げる設備等が正常に作動していること。</u></p> <p><u>(2) 竜巻によって原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家に影響を及ぼす飛来物となる可能性のある資機材等がないこと。</u></p> <p>2 HTTR運転管理課長は、同一運転サイクル内において計画停止した原子炉の運転を再開しようとする場合は、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、安全性実証試験のための運転を開始しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を全て満たしていることを確認する。</p> <p>(1) 基準炉心であること。</p> <p>(2) 運転モード選択装置が定格運転モードであり、かつ、単独運転モードであること。</p> <p>第31条～37条（変更なし）</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第38条 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も同様とする。<u>また、HTTR運転管理課長が危機管理課長より第1編第33条の8第5項の定めにより共通設備等に係る定期事業者検査の終了結果の通知を受けた場合、又は環境監視線量計測課長より第2編第36条第5項の定めにより放射線管理施設に係る定期事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第37条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が<u>第1編第33条の9第5項又は第2編第38条第5項の定めにより共通設備等又は放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第1編第33条の10第6項又は第2編第38条の2第6項の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p>第39条（変更なし）</p> <p><u>(器材及び資機材の管理)</u></p> <p><u>第39条の2 HTTR運転管理課長は、別表第15の2に掲げる器材及び資機材について、その機能を正常に維持するよう管理する。ただし、故障が認められた場合は修理又は代替品を補充する。</u></p> <p><u>(防火帯等の管理)</u></p> <p><u>第39条の3 HTTR運転管理課長は、森林火災が発生した場合に原子炉建家等の防護対象への延焼を防止するため、別図第3に示す防火帯等を維持管理する。</u></p> <p>第4章 燃料棒及び燃料体の管理</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 (原子炉起動前の飛来物点検の追加)</p> <p>共通設備及び屋外放射線管理施設の事業者検査追加に伴う修正（以下同様）</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加 (資機材の整備)</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加 (防火帯の管理)</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第40条～第43条（省略）</p> <p>（燃料体の貯蔵）</p> <p>第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>2</u> HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。</p> <p><u>3</u> HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。</p> <p>第45条～第50条（省略）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置</p> <p>第51条～第58条（省略）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第59条（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び第65条の地震又は火災時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>第40条～第43条（変更なし）</p> <p>（燃料体の貯蔵）</p> <p>第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>2</u> HTTR技術課長は、使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵セルに使用済燃料を貯蔵する場合は、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備で2年以上冷却された使用済燃料を貯蔵し、かつ、1つの貯蔵ラックには、冷却期間が同一の使用済燃料体は5体を超えて貯蔵してはならない。なお、使用済燃料貯蔵建家における使用済燃料の貯蔵に係る保安のために講ずべき措置については、使用済燃料を使用済燃料貯蔵建家内に貯蔵する前までに定める。</p> <p><u>3</u> HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。</p> <p><u>4</u> HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。</p> <p>第45条～第50条（変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置</p> <p>第51条～第58条（変更なし）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第59条（変更なし）</p> <p><u>（有毒ガス等発生時の措置）</u></p> <p>第59条の2 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、敷地周辺で危険物を搭載した車両の事故等による有毒ガス又は森林火災等によるばい煙（以下「有毒ガス等」という。）の発生により、中央制御室の活動性に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、中央制御室系換気空調装置を外気遮断運転に切り替える措置を講じるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p> <p><u>2</u> HTTR運転管理課長は、前項の通報を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、有毒ガス等により原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。</p> <p><u>3</u> HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p><u>4</u> HTTR運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。</p> <p><u>5</u> 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。</p> <p><u>6</u> 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。</p> <p>（運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視並びに第65条の地震又は火災時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （使用済燃料の貯蔵管理）</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （有毒ガス発生時の措置）</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 原子炉運転班長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の<u>通報</u>を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、<u>H T T R 運転管理課長</u>に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合には、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、H T T R 運転管理課長に通報するとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長は、<u>第1項及び第2項の通報</u>を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。</p> <p>6 H T T R 運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>7 H T T R 運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。</p> <p>9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。</p>	<p>2 <u>H T T R 運転管理課長</u>は、第2編第39条第1項の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、<u>故障</u>を認めた旨の<u>通知</u>を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、<u>原子炉運転班長</u>に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、第1項の状況が緊急性を要する場合には、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、H T T R 運転管理課長に通報するとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長は、<u>第1項の通報及び第2項の通知並びに第1編第33条の2第5項及び第2編第39条第3項の通知</u>を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。</p> <p>6 H T T R 運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>7 H T T R 運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。</p> <p>9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。</p>	<p>記載の適正化及び第2編第39条第1項との整合並びに当該通知を受けた場合の対応の見直し</p> <p>共通設備及び屋外放射線管理施設の故障等の通知を受けた場合の措置の追加</p>
<p>（原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第61条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、次の各号に掲げる事項の措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>(1) 第30条の運転開始前の措置</p> <p>(2) 第34条の運転停止後の措置</p> <p>(3) 第35条の定期事業者検査</p> <p>(4) 第39条の原子炉停止中の巡視</p> <p>(5) 第65条の地震又は火災時の措置</p>	<p>（原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第61条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、次の各号に掲げる事項の措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>(1) 第30条の運転開始前の措置</p> <p>(2) 第34条の運転停止後の措置</p> <p>(3) 第35条の定期事業者検査</p> <p>(4) 第39条の原子炉停止中の巡視</p> <p>(5) 第65条の地震又は火災時の措置</p> <p><u>(6) 第65条の2の竜巻が発生した場合の措置</u></p> <p><u>(7) 第65条の3の火山事象が発生した場合の措置</u></p>	<p>竜巻及び火山事象発生時の措置追加に伴う変更</p>
<p>2 H T T R 運転管理課長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>異常</u>を認めた旨の<u>通報</u>を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がH T T R の運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>2 H T T R 運転管理課長は、第2編第39条第1項の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、<u>故障</u>を認めた旨の<u>通知</u>を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がH T T R の運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。<u>また、第1編第33条の2第5項及び第2編第39条第3項の通知を受けた場合も同様とする。</u></p> <p>4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報又は通知を受けた場合は、その状況を確認し、必要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>第2編第39条第1項との整合</p> <p>共通設備及び屋外放射線管理施設の故障等の通知を受けた場合の措置の追加</p>
<p>第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置</p> <p>第62条～第64条 （省略）</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置 （地震又は火災時の措置）</p>	<p>第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置</p> <p>第62条～第64条 （変更なし）</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置 （地震又は火災時の措置）</p>	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第65条 地震又は火災が発生した場合は、HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）、放射線管理第2課長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p> <p>4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>第65条 地震又は火災が発生した場合は、HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）、放射線管理第2課長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、<u>原子炉施設の火災の発生の有無を確認するとともに、</u>施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p> <p>4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （地震時の火災検知の措置を追加）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第5節の2 竜巻及び火山に係る措置 <u>(竜巻が発生した場合の措置)</u></p> <p>第65条の2 HTTR運転管理課長は、気象庁が発表する気象情報等により、1時間先までに竜巻等の発生する可能性が高まっている領域に大洗研究所の敷地が含まれると予測された場合（以下本条において「竜巻の発生が予測された場合」という。）は、<u>竜巻による自動車の飛来によって原子炉建家等が損傷することを防止するため、原子炉建家等に影響を及ぼさない範囲への車両の移動を指示する。ただし、第34条に定める運転停止後の措置が完了し、かつ、使用済燃料が貯蔵されていない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項の竜巻の発生が予測された場合は、<u>原子炉の運転中にあつては、手動スクラムにより原子炉を停止する。</u></p> <p>3 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、<u>第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</u></p> <p>4 HTTR運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、<u>第51条第4項の措置を講ずる。</u></p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、<u>第51条第5項の措置を講ずる。</u></p> <p>6 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、<u>第51条第6項の措置を講ずる。</u></p> <p>7 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、<u>竜巻が通過した後は、それぞれが前条第1項に規定する区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。</u></p> <p>8 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>9 HTTR運転管理課長は、第5項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p> <p>10 HTTR技術課長は、第5項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （竜巻発生時の措置）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(火山事象が発生した場合の措置)</u></p> <p>第65条の3 HTTR運転管理課長は、気象庁が発表する降灰予報等により、火山の噴火による降灰の到達範囲に大洗研究所の敷地が含まれる場合は、<u>原子炉の運転中にあつては、手動スクラムにより原子炉を停止する。</u></p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、<u>第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</u></p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、<u>第51条第4項の措置を講ずる。</u></p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加 （火山事象発生時の措置）</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p>	<p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。                      5 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。                      6 HTTR運転管理課長は、第1項の降下火砕物によって、原子炉建家等に重大な損傷を及ぼすおそれがあると認めた場合は、建家換気の停止及び降下火砕物の除去を行う。                      7 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、降灰のおそれなくなった場合は、それぞれが第65条第1項に規定する区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。                      8 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。                      9 HTTR運転管理課長は、第5項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。                      10 HTTR技術課長は、第5項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>(全交流動力電源が喪失した場合の措置)                      第65条の4 HTTR運転管理課長は、原子炉の運転中又は使用済燃料の貯蔵中に商用電源が喪失し、さらに非常用発電機による給電も期待できない場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。                      (1) 蓄電池枯渇後に備えた代替手段による原子炉の必要な監視を継続するための措置                      (2) 必要な照明及び通信連絡を確保するための措置</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。                      3 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加                      （全交流動力電源喪失時の措置）</p>
<p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置                      (新設)</p>	<p>第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置                      (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置)                      第66条 HTTR運転管理課長は、別表第25に掲げる多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合は、当該事故の拡大を防止するため、第15条の5で整備する手順に従い措置を講ずる。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加                      (BDDBA時の措置)</p>
<p>(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)                      第66条 HTTR運転管理課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に発展するおそれがあると認めた場合は、第1編第26条第2項の定めにより措置を講ずる。</p> <p>第6章 放射線管理                      第67条～第69条 (省略)                      別表第1～別表第8 (省略)</p>	<p>(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)                      第66条の2 HTTR運転管理課長は、前条及び第1節から第5節の2までの定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に発展するおそれがあると認めた場合は、第1編第26条第2項の定めにより措置を講ずる。</p> <p>第6章 放射線管理                      第67条～第69条 (変更なし)                      別表第1～別表第8 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）		変更後（補正後）		備考
別表第9 本体施設の警報装置の作動条件（第25条関係）		別表第9 本体施設の警報装置の作動条件（第25条関係）		
項目	作動条件	項目	作動条件	
単独 運轉時及 び並 列運 轉時	広領域中性子束高	単独 運轉時及 び並 列運 轉時	広領域中性子束高	
	原子炉出力30MWにおける広領域中性子束の15%以上		原子炉出力30MWにおける広領域中性子束の15%以上	
	出力領域中性子束高		出力領域中性子束高	
	低設定：原子炉出力30MWにおける出力領域中性子束の15%以上		低設定：原子炉出力30MWにおける出力領域中性子束の15%以上	
	高設定：原子炉出力30MWにおける出力領域中性子束の103%以上		高設定：原子炉出力30MWにおける出力領域中性子束の103%以上	
	制御棒位置偏差大		制御棒位置偏差大	
	原子炉出力が30%を超える場合において制御棒位置の相対偏差が20mm以上*1		原子炉出力が30%を超える場合において制御棒位置の相対偏差が20mm以上*1	
	燃料領域放射能高		燃料領域放射能高	
	通常運轉時の放射能濃度の10倍以上		通常運轉時の放射能濃度の10倍以上	
	1次加圧水冷却器ヘリウム流量低		1次加圧水冷却器ヘリウム流量低	
	運轉モードに応じた定格流量の96%以下（ただし、特殊運轉における循環機停止試験時を除く。）		運轉モードに応じた定格流量の96%以下（ただし、特殊運轉における循環機停止試験時を除く。）	
	1次冷却材放射能高		1次冷却材放射能高	
	0.01MBq/cm <sup>3</sup> 以上*2		0.01MBq/cm <sup>3</sup> 以上*2	
	1次加圧水冷却器出口ヘリウム温度高		1次加圧水冷却器出口ヘリウム温度高	
	420℃以上		420℃以上	
	1次加圧水冷却器加圧水流量低		1次加圧水冷却器加圧水流量低	
	運轉モードに応じた定格流量の92%以下		運轉モードに応じた定格流量の92%以下	
	1次冷却材・加圧水差圧高		1次冷却材・加圧水差圧高	
	0.78MPa以上		0.78MPa以上	
	1次冷却材・加圧水差圧低		1次冷却材・加圧水差圧低	
	0.19MPa以下		0.19MPa以下	
	1次ヘリウム純化設備流量高		1次ヘリウム純化設備流量高	
	222kg/h以上		222kg/h以上	
	原子炉格納容器内圧力高		原子炉格納容器内圧力高	
	19.6kPa以上		19.6kPa以上	
	原子炉格納容器内放射能高		原子炉格納容器内放射能高	
	通常運轉時の放射能濃度*3の2倍以上		通常運轉時の放射能濃度*3の2倍以上	
	サービスエリア放射能高		サービスエリア放射能高	
	通常運轉時の放射能濃度*3の2倍以上		通常運轉時の放射能濃度*3の2倍以上	
	1次冷却材・補助冷却水差圧低		1次冷却材・補助冷却水差圧低	
	0.25MPa以下		0.25MPa以下	
	1次ヘリウム循環機出口圧力（1次加圧水冷却器）高		1次ヘリウム循環機出口圧力（1次加圧水冷却器）高	
	4.12MPa以上		4.12MPa以上	
	原子炉入口冷却材温度高		原子炉入口冷却材温度高	
	405℃以上		405℃以上	
	1次ヘリウム循環機出口圧力（1次加圧水冷却器）低		1次ヘリウム循環機出口圧力（1次加圧水冷却器）低	
	3.8MPa以下*4		3.8MPa以下*4	
	1次ヘリウム循環機回転数（1次加圧水冷却器）高		1次ヘリウム循環機回転数（1次加圧水冷却器）高	
	12,100min <sup>-1</sup> 以上		12,100min <sup>-1</sup> 以上	
	1次加圧水冷却器加圧水入口温度高		1次加圧水冷却器加圧水入口温度高	
	158.4℃以上		158.4℃以上	
	加圧水放射能高		加圧水放射能高	
	通常運轉時の放射能濃度の2倍以上		通常運轉時の放射能濃度の2倍以上	
	加圧水電気伝導度高		加圧水電気伝導度高	
	30μS/cm以上		30μS/cm以上	
	補助冷却水流量低		補助冷却水流量低	
	待機運轉時：18t/h以下、起動時：48t/h以下		待機運轉時：18t/h以下、起動時：48t/h以下	
	補助冷却水圧力高		補助冷却水圧力高	
	原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以下又は出力下降時に260℃以下の場合：1.4MPa以上		原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以下又は出力下降時に260℃以下の場合：1.4MPa以上	
	原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以上又は出力下降時に260℃以上の場合：2.4MPa以上		原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以上又は出力下降時に260℃以上の場合：2.4MPa以上	
	補助冷却水圧力低		補助冷却水圧力低	
	原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以下又は出力下降時に260℃以下の場合：1.0MPa以下		原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以下又は出力下降時に260℃以下の場合：1.0MPa以下	
	原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以上又は出力下降時に260℃以上の場合：2.0MPa以下		原子炉入口温度が出力上昇時に280℃以上又は出力下降時に260℃以上の場合：2.0MPa以下	
	炉容器冷却水流量低		炉容器冷却水流量低	
	70t/h以下		70t/h以下	
	中間熱交換器1次冷却材流量低		中間熱交換器1次冷却材流量低	
	運轉モードに応じた定格流量の96%以下 ただし、単独運轉時を除く。		運轉モードに応じた定格流量の96%以下 ただし、単独運轉時を除く。	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）			備考	
中間熱交換器出口1次冷却材温度高	405℃以上 ただし、単独運転時を除く。		中間熱交換器出口1次冷却材温度高	405℃以上 ただし、単独運転時を除く。			
1次、2次ヘリウム差圧大	0.16MPa以上 ただし、単独運転時を除く。		1次、2次ヘリウム差圧大	0.16MPa以上 ただし、単独運転時を除く。			
2次ヘリウム流量低	運転モードに応じた定格流量の93%以下 ただし、単独運転時を除く。		2次ヘリウム流量低	運転モードに応じた定格流量の93%以下 ただし、単独運転時を除く。			
1次ヘリウム循環機回転数（中間熱交換器）高	12, 100min <sup>-1</sup> 以上 ただし、単独運転時を除く。		1次ヘリウム循環機回転数（中間熱交換器）高	12, 100min <sup>-1</sup> 以上 ただし、単独運転時を除く。			
中間熱交換器出口2次ヘリウム温度高	918℃以上 ただし、単独運転時を除く。		中間熱交換器出口2次ヘリウム温度高	918℃以上 ただし、単独運転時を除く。			
2次ヘリウム循環機出口圧力高	4.41MPa以上 ただし、単独運転時を除く。		2次ヘリウム循環機出口圧力高	4.41MPa以上 ただし、単独運転時を除く。			
2次ヘリウム放射能高	通常運転時の放射能濃度の2倍以上 ただし、単独運転時を除く。		2次ヘリウム放射能高	通常運転時の放射能濃度の2倍以上 ただし、単独運転時を除く。			
2次ヘリウム循環機回転数高	12, 100min <sup>-1</sup> 以上 ただし、単独運転時を除く。		2次ヘリウム循環機回転数高	12, 100min <sup>-1</sup> 以上 ただし、単独運転時を除く。			
2次加圧水冷却器加圧水入口流量低	190t/h以下 ただし、単独運転時を除く。		2次加圧水冷却器加圧水入口流量低	190t/h以下 ただし、単独運転時を除く。			
補助冷却器ヘリウム流量低	補助ヘリウム循環機2台運転時：2.15t/h以下 補助ヘリウム循環機1台運転時：2.5t/h以下		補助冷却器ヘリウム流量低	補助ヘリウム循環機2台運転時：2.15t/h以下 補助ヘリウム循環機1台運転時：2.5t/h以下			
1次冷却材漏えい率高	0.3%/d以上*4		1次冷却材漏えい率高	0.3%/d以上*4			
1次側部遮へい体コンクリート温度高	63℃以上		1次側部遮へい体コンクリート温度高	63℃以上			
原子炉圧力容器台座コンクリート局部温度高	85℃以上		原子炉圧力容器台座コンクリート局部温度高	85℃以上			
1次上部遮へい体コンクリート温度高	86℃以上		1次上部遮へい体コンクリート温度高	86℃以上			
原子炉出口冷却材温度高	定格運転時	859℃以上	原子炉出口冷却材温度高	定格運転時	859℃以上		
	高温試験運転時	957℃以上		高温試験運転時	957℃以上		
高温プレナム部温度高	定格運転時	925℃以上	高温プレナム部温度高	定格運転時	925℃以上		
	高温試験運転時	1,040℃以上		高温試験運転時	1,040℃以上		
炉心差圧低	定格運転時	原子炉出力100%時：運転モードに応じた定格差圧の80%以下 原子炉出力0～100%の間：原子炉出力に比例した運転モードに応じた定格差圧の40～80%以下	炉心差圧低	定格運転時	原子炉出力100%時：運転モードに応じた定格差圧の80%以下 原子炉出力0～100%の間：原子炉出力に比例した運転モードに応じた定格差圧の40～80%以下		
	高温試験運転時	原子炉出力100%時：運転モードに応じた定格差圧の79%以下 原子炉出力0～100%の間：原子炉出力に比例した運転モードに応じた定格差圧の35～79%以下		高温試験運転時	原子炉出力100%時：運転モードに応じた定格差圧の79%以下 原子炉出力0～100%の間：原子炉出力に比例した運転モードに応じた定格差圧の35～79%以下		
特殊 運 転 時	1次加圧水冷却器ヘリウム流量低	循環機停止試験時	運転モードに応じた定格流量の31%以下	特殊 運 転 時	1次加圧水冷却器ヘリウム流量低	循環機停止試験時	運転モードに応じた定格流量の31%以下
		循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時	単独運転時の作動条件による。*5			循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時	単独運転時の作動条件による。*5
		流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。			流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。
原子炉出口冷却材温度高	循環機停止試験時、循環機3台停止試験時及び炉容器冷	957℃以上	原子炉出口冷却材温度高	循環機停止試験時、循環機3台停止試験時及び炉容器冷	957℃以上		



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）			備考	
	却設備停止試験時			却設備停止試験時			使用済貯蔵設備に係る警報を追加
	流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。		流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。		
炉心差压低	循環機停止試験時	運転モードに応じた定格差圧の5%以下	炉心差压低	循環機停止試験時	運転モードに応じた定格差圧の5%以下		
	循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時	単独運転時の作動条件による。*5		循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時	単独運転時の作動条件による。*5		
	流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。		流量部分喪失試験時及び制御棒引抜き試験時	単独運転時の作動条件による。		
(新設)			使用済燃料貯蔵設備異常			-100mm以下	
			原子炉建家内貯蔵プールの水位		55℃以上		
			原子炉建家内貯蔵プールの温度				
(新設)			使用済燃料貯蔵建家貯蔵セル内温度異常		53℃以上		
<p>*1：ただし、①最外周制御棒の3対を除く。                  ②最外周制御棒3対を除く可動反射体領域のその他の制御棒について制御棒位置が上限になると制御棒相対位置比較から除く。                  ③原子炉出力が30%以上50%以下の間において最外周の制御棒3対を除く全制御棒について相対偏差が減少方向にある場合を除く。                  ④特殊運転の制御棒引抜き試験時は50mm以上。</p> <p>*2：0.01MBq/cm<sup>3</sup>で警報装置が作動した後は、放射能濃度の挙動を監視するため、0.03MBq/cm<sup>3</sup>までの範囲で変更が可能。（この場合、1次冷却材漏えい率高の作動条件を0.3%/dから0.15%/dに変更する。）</p> <p>*3：燃料の初期（製造時）破損率0.2%に換算した値</p> <p>*4：「1次冷却材圧力制御系」使用時</p> <p>*5：ただし、循環機3台停止試験時は17時間後、炉容器冷却設備停止試験時は7時間後に信号を発信する。</p>			<p>*1：ただし、①最外周制御棒の3対を除く。                  ②最外周制御棒3対を除く可動反射体領域のその他の制御棒について制御棒位置が上限になると制御棒相対位置比較から除く。                  ③原子炉出力が30%以上50%以下の間において最外周の制御棒3対を除く全制御棒について相対偏差が減少方向にある場合を除く。                  ④特殊運転の制御棒引抜き試験時は50mm以上。</p> <p>*2：0.01MBq/cm<sup>3</sup>で警報装置が作動した後は、放射能濃度の挙動を監視するため、0.03MBq/cm<sup>3</sup>までの範囲で変更が可能。（この場合、1次冷却材漏えい率高の作動条件を0.3%/dから0.15%/dに変更する。）</p> <p>*3：燃料の初期（製造時）破損率0.2%に換算した値</p> <p>*4：「1次冷却材圧力制御系」使用時</p> <p>*5：ただし、循環機3台停止試験時は17時間後、炉容器冷却設備停止試験時は7時間後に信号を発信する。</p>				
別表第10～別表第15（省略）			別表第10～別表第15（変更なし）			別表の追加 （資機材の明確化）	
(新設)			別表第15の2 器材及び資機材（第39条の2関係）				
		分類	項目	数量			
安全避難通路等		誘導標識		1式			
		避難用照明	非常用照明	蓄電池内蔵の照明	174台		
				直流非常灯	142台		
			誘導灯	116台			
		設計基準事故が発生した場合に用いる照明	交流非常灯（保安灯）		222台		
			蓄電池内蔵の照明		14台		
			携帯用照明等	携帯用照明	11本		
可搬型の作業用照明	2台						
		可搬型発電機		1台			
通信連絡設備等		敷地内の通信連絡設備	非常用放送設備（HTTR）	主装置	1式		
			送受話器（ペーシング）	スピーカー	176台		
				主装置	1式		
				端末	147台		

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）			備考	
別表第16～別表19（省略）		大洗研究所内通信連絡設備（付属建家内）	固定電話（一般電話回線）	1台	
			携帯電話（災害時優先回線）	1台	
			ファクシミリ（一般電話回線）	1台	
	火災対策資機材	水素ガス滞留防止用資機材	可搬型プロア	2台	
			防爆型ダクト	2本	
	降下火砕物除去等の作業用資機材	スコップ		1式	
		保護めがね			
		防塵マスク			
	全交流動力電源喪失時の対応資機材	可搬型計器 *1	ディストリビュータ	2台 (1台×2式)	
			記録計	2台 (1台×2式)	
			キャリブレータ	2台 (1台×2式)	
		可搬型発電機 *2,4	温度・圧力監視用	2基 (1基×2式)	
	多量の放射性物質等を放出する事故時の対応資機材	可搬型計器 *1	ディストリビュータ *3	4台 (2台×2式)	
			記録計 *3	2台 (1台×2式)	
			キャリブレータ *3	2台 (1台×2式)	
		可搬型発電機 *2,4	温度・圧力・中性子束監視用 *3	2基 (1基×2式)	
			中性子束監視用	2基 (1基×2式)	
			後備停止系駆動装置用	2基 (1基×2式)	
	使用済燃料貯蔵プール注水資機材		緊急注水用ホース	1式	
	防護機材		チャコールフィルタ付全面マスク	1式	
		防護服	1式		
建家目張り用資機材		目張りテープ	1式		
瓦礫撤去用工具 *2		ハンマー、ツルハシ、シャベル	2式		
	<p>*1：ディストリビュータ及び記録計には、信号ケーブルを含む。また、原子炉建家内の2箇所に各1式を分散して保管する。</p> <p>*2：可搬型発電機には、電源ケーブル及び排気用ダクトを含む。また、可搬型発電機及び瓦礫撤去用工具は機械棟及びHITTR建設管理棟西側倉庫の2箇所に各1式保管する。</p> <p>*3：可搬型計器（ディストリビュータ2台、記録計2台及びキャリブレータ2台）及び可搬型発電機（温度・圧力・中性子束監視用2基）は、全交流動力電源喪失時の対応資機材の可搬型計器及び可搬型発電機（温度・圧力監視用）と兼用する。</p> <p>*4：可搬型発電機の燃料は7日間供給できる量を保管する。</p>				
	別表第16～別表19（変更なし）				

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考	
別表第20 貯蔵施設における燃料体の貯蔵制限量（第44条関係）					別表第20 貯蔵施設における燃料体の貯蔵制限量（第44条関係）						
区分	貯蔵施設		種類及び制限量		区分	貯蔵施設		種類及び制限量			
	貯蔵場所	貯蔵設備	種類	制限量		貯蔵場所	貯蔵設備	種類	制限量		
未使用燃料体	貯蔵セル	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	244体	未使用燃料体	貯蔵セル	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	244体		
使用済燃料体	貯蔵プール(原子炉建家内)	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	315体	使用済燃料体	貯蔵プール(原子炉建家内)	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	315体		
(新設)					使用済燃料体	貯蔵セル(使用済燃料貯蔵建家内)	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	300体		
別表第21 警報装置が正常に復帰できない場合の措置（第51条関係）					別表第21 警報装置が正常に復帰できない場合の措置（第51条関係）						
項目	区分	警報事象が継続している場合又は原因不明の場合、速やかに運転停止		警報事象の発生がなく、計測回路又は警報回路の故障の場合		項目	区分	警報事象が継続している場合又は原因不明の場合、速やかに運転停止		警報事象の発生がなく、計測回路又は警報回路の故障の場合	
		警報設定器数	代替監視が可能で保安に支障がない場合、運転継続	警報回路のみ故障が明確な場合、運転継続	警報設定器数			代替監視が可能で保安に支障がない場合、運転継続	警報回路のみ故障が明確な場合、運転継続		
広領域中性子束高	3	○	○	○	○	広領域中性子束高	3	○	○	○	○
出力領域中性子束高	3	○	○	○	○	出力領域中性子束高	3	○	○	○	○
制御棒位置偏差大	2	○	○	○	○	制御棒位置偏差大	2	○	○	○	○
燃料領域放射能高	2	①	○	○	○	燃料領域放射能高	2	①	○	○	○
1次加圧水冷却器ヘリウム流量低	3	○	○	○	○	1次加圧水冷却器ヘリウム流量低	3	○	○	○	○
1次冷却材放射能高	3	①	○	○	○	1次冷却材放射能高	3	①	○	○	○
1次加圧水冷却器出口ヘリウム温度高	3	○	○	○	○	1次加圧水冷却器出口ヘリウム温度高	3	○	○	○	○
1次加圧水冷却器加圧水流量低	3	○	○	○	○	1次加圧水冷却器加圧水流量低	3	○	○	○	○
1次冷却材・加圧水差圧高	3	○	○	○	○	1次冷却材・加圧水差圧高	3	○	○	○	○
1次冷却材・加圧水差圧低	3	○	○	○	○	1次冷却材・加圧水差圧低	3	○	○	○	○
1次ヘリウム純化設備流量高	1	○	○	○	○	1次ヘリウム純化設備流量高	1	○	○	○	○
原子炉格納容器内圧力高	3	○	○	○	○	原子炉格納容器内圧力高	3	○	○	○	○
原子炉格納容器内放射能高	3	○	○	○	○	原子炉格納容器内放射能高	3	○	○	○	○
サービスエリア放射能高	3	○	○	○	○	サービスエリア放射能高	3	○	○	○	○
1次冷却材・補助冷却水差圧低	3	○	○	○	○	1次冷却材・補助冷却水差圧低	3	○	○	○	○
1次ヘリウム循環機出口圧力(1次加圧水冷却器)高	1	○	○	○	○	1次ヘリウム循環機出口圧力(1次加圧水冷却器)高	1	○	○	○	○
1次ヘリウム循環機出口圧力(1次加圧水冷却器)低	1	○	○	○	○	1次ヘリウム循環機出口圧力(1次加圧水冷却器)低	1	○	○	○	○
原子炉入口冷却材温度高	1	○	○	○	○	原子炉入口冷却材温度高	1	○	○	○	○
1次ヘリウム循環機回転数(1次加圧水冷却器)高	1/台	○	③	○	○	1次ヘリウム循環機回転数(1次加圧水冷却器)高	1/台	○	③	○	○
1次冷却材漏えい率高	1	○	④	○	○	1次冷却材漏えい率高	1	○	④	○	○
1次加圧水冷却器加圧水入口温度高	3	○	○	○	○	1次加圧水冷却器加圧水入口温度高	3	○	○	○	○
加圧水放射能高	1	○	⑤	○	○	加圧水放射能高	1	○	⑤	○	○
加圧水電気伝導度高	1	○	○	○	○	加圧水電気伝導度高	1	○	○	○	○
補助冷却水流量低	2	○	○	○	○	補助冷却水流量低	2	○	○	○	○
補助冷却水圧力高	2	○	○	○	○	補助冷却水圧力高	2	○	○	○	○
補助冷却水圧力低	2	○	○	○	○	補助冷却水圧力低	2	○	○	○	○
炉容器冷却水流量低	1×2	○	○	○	○	炉容器冷却水流量低	1×2	○	○	○	○
1次側部遮へい体コンクリート温度高	6	○	○	○	○	1次側部遮へい体コンクリート温度高	6	○	○	○	○
原子炉圧力容器台座コンクリート局部温度高	3	○	○	○	○	原子炉圧力容器台座コンクリート局部温度高	3	○	○	○	○
1次上部遮へい体コンクリート温度高	14	○	○	○	○	1次上部遮へい体コンクリート温度高	14	○	○	○	○

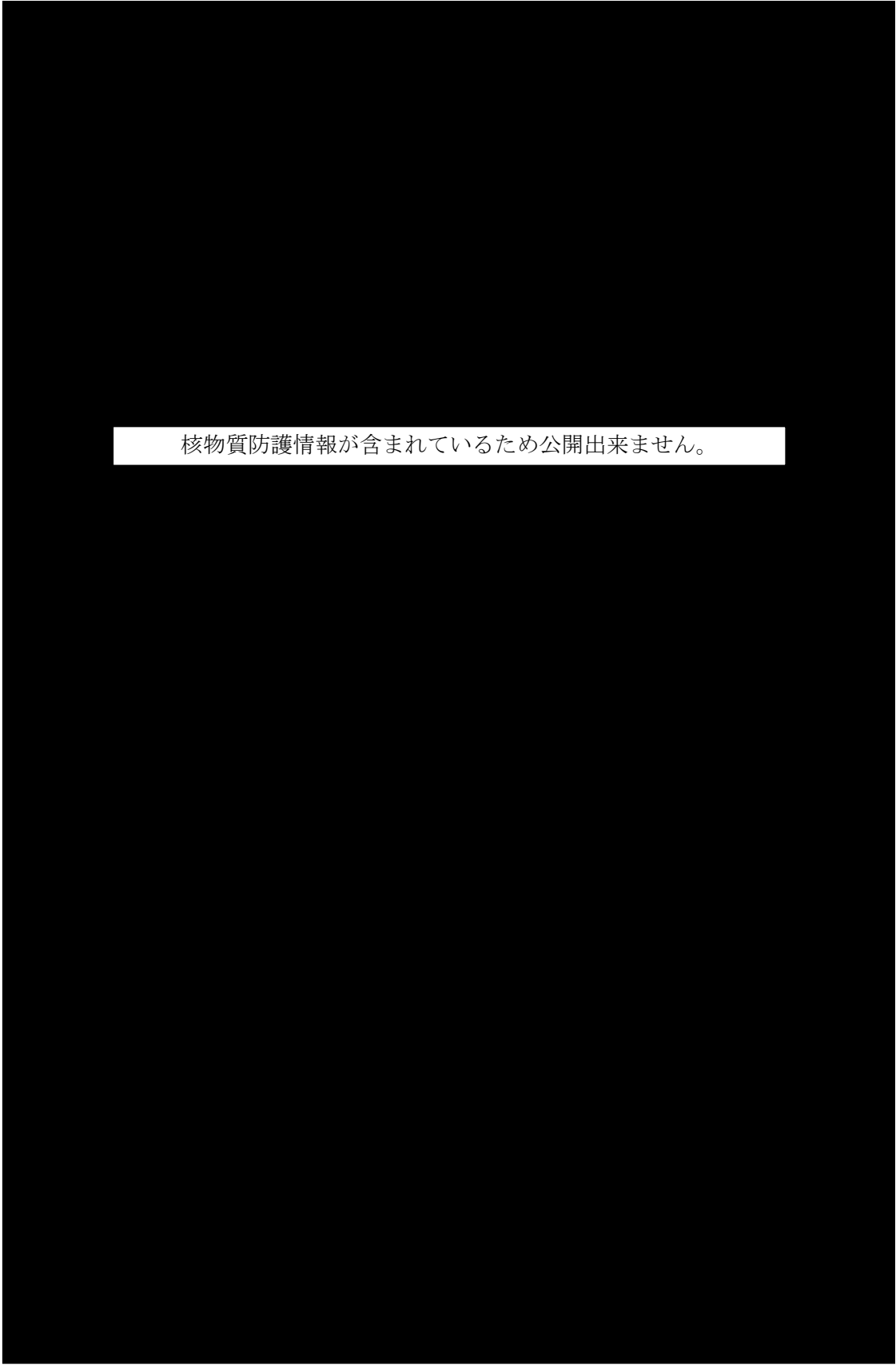
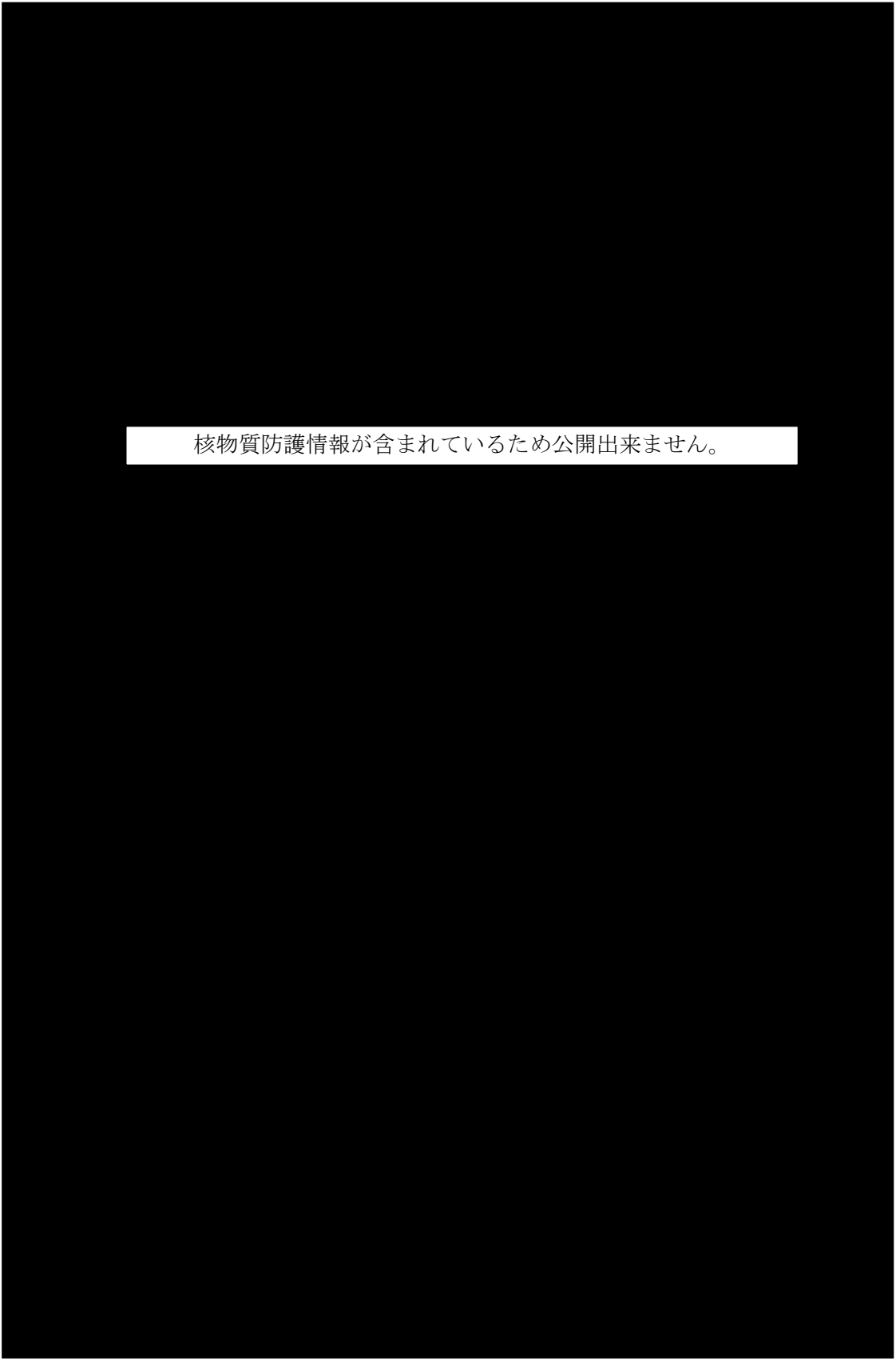
SF 建家に係る使用済燃料体の貯蔵制限量の追加

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考	
中間熱交換器1次冷却材流量低	3	○	○	○	中間熱交換器1次冷却材流量低	3	○	○	○		使用済燃料貯蔵設備に係る警報の追加
中間熱交換器出口1次冷却材温度高	3	○	○	○	中間熱交換器出口1次冷却材温度高	3	○	○	○		
1次・2次ヘリウム差圧大	3	○	○	○	1次・2次ヘリウム差圧大	3	○	○	○		
2次ヘリウム流量低	3	○	○	○	2次ヘリウム流量低	3	○	○	○		
1次ヘリウム循環機回転数（中間熱交換器）高	1	○	③	○	1次ヘリウム循環機回転数（中間熱交換器）高	1	○	③	○		
中間熱交換器出口2次ヘリウム温度高	1	○	○	○	中間熱交換器出口2次ヘリウム温度高	1	○	○	○		
2次ヘリウム循環機出口圧力高	1	○	○	○	2次ヘリウム循環機出口圧力高	1	○	○	○		
2次ヘリウム放射能高	1	○	⑤	○	2次ヘリウム放射能高	1	○	⑤	○		
2次ヘリウム循環機回転数高	1	○	③	○	2次ヘリウム循環機回転数高	1	○	③	○		
2次加圧水冷却器加圧水入口流量低	3	○	○	○	2次加圧水冷却器加圧水入口流量低	3	○	○	○		
補助冷却器ヘリウム流量低	2×2	②	○	○	補助冷却器ヘリウム流量低	2×2	②	○	○		
原子炉出口冷却材温度高	3	○	○	○	原子炉出口冷却材温度高	3	○	○	○		
高温プレナム部温度高	7	○	○	○	高温プレナム部温度高	7	○	○	○		
炉心差圧低	3	○	○	○	炉心差圧低	3	○	○	○		
無停電電源装置停止	3	③	③	○	無停電電源装置停止	3	③	③	○		
(新設)					使用済燃料貯蔵設備異常（原子炉建家内貯蔵プールの水位）	1	⑥	○	○		
(新設)					使用済燃料貯蔵設備異常（原子炉建家内貯蔵プールの温度）	1	⑥	○	○		
(新設)					使用済燃料貯蔵建家貯蔵セル内温度異常	1	⑦	○	○		
注1) 本措置は、高温試験運転、定格運転及び特殊運転と同様とする。					注1) 本措置は、高温試験運転、定格運転及び特殊運転と同様とする。					注釈の追加	
注2) 表中の記号の説明は、次のとおり。 ○；行う措置 ①；別表第9の脚注*2の処置を行って燃料破損領域を特定した後、速やかに原子炉を通常停止する。 ②；崩壊熱除去運転中であり、補助ヘリウム循環機の運転を継続する。 ③；3日間以内に復旧できない場合は、速やかに原子炉を通常停止する。 ④；当該運転サイクルの期間中に限り、代替監視する指示値を用いて1回/日計算で求め、1次冷却材漏えい率を確認する。 ⑤；1次冷却材・加圧水差圧又は1次・2次ヘリウム差圧の監視を強化するとともに1日1回手サンプリングし、当該放射能を確認する。					注2) 表中の記号の説明は、次のとおり。 ○；行う措置 ①；別表第9の脚注*2の処置を行って燃料破損領域を特定した後、速やかに原子炉を通常停止する。 ②；崩壊熱除去運転中であり、補助ヘリウム循環機の運転を継続する。 ③；3日間以内に復旧できない場合は、速やかに原子炉を通常停止する。 ④；当該運転サイクルの期間中に限り、代替監視する指示値を用いて1回/日計算で求め、1次冷却材漏えい率を確認する。 ⑤；1次冷却材・加圧水差圧又は1次・2次ヘリウム差圧の監視を強化するとともに1日1回手サンプリングし、当該放射能を確認する。 ⑥；使用済燃料貯蔵プールの水位又は温度を回復するための措置を講じても復旧出来ない場合は、速やかに原子炉を通常停止する。 ⑦；使用済燃料貯蔵セルの温度を回復するための措置を講じても復旧出来ない場合は、速やかに原子炉を通常停止する。						
別表第22～別表24（省略）					別表第22～別表24（変更なし）						

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考																								
(新設)	別表第25 多量の放射性物質等を放出する事故に関する判断基準及び措置（第66条関係） <table border="1" data-bbox="1285 237 2427 1953"> <thead> <tr> <th data-bbox="1285 237 1492 310">発生事象</th> <th data-bbox="1492 237 1849 310">判断基準</th> <th data-bbox="1849 237 2145 310">措置</th> <th data-bbox="2145 237 2427 310">対応までの時間目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1285 310 1492 814"> <u>1次冷却設備二重管破断に原子炉停止機能の喪失が重畳した場合</u> </td> <td data-bbox="1492 310 1849 814">                     以下の全てが発生した場合                      ・原子炉運転中に「<u>1次冷却材・加圧水差压低</u>」警報が発報                      ・原子炉運転中に「<u>原子炉格納容器内圧力高</u>」警報が発報                      ・制御棒16対のうち3対以上の下限位置が確認できない                 </td> <td data-bbox="1849 310 2145 814">                     停止措置                      ① <u>手動スクラム、手動によるスクラムしや断器の開</u>                      ② ①により停止できない場合、<u>後備停止系の作動*1</u>                      監視措置*2                      ① <u>中性子束、原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u> </td> <td data-bbox="2145 310 2427 814">                     20分                       5時間                       60分                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1285 814 1492 1140"> <u>1次冷却設備二重管破断に炉心冷却機能の喪失が重畳した場合</u> </td> <td data-bbox="1492 814 1849 1140">                     以下の全てが発生した場合                      ・原子炉運転中に「<u>1次冷却材・加圧水差压低</u>」警報が発報                      ・原子炉運転中に「<u>原子炉格納容器内圧力高</u>」警報が発報                      ・炉容器冷却設備の2系統が停止                 </td> <td data-bbox="1849 814 2145 1140">                     監視措置*2                      ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u> </td> <td data-bbox="2145 814 2427 1140">                     60分                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1285 1140 1492 1644"> <u>1次冷却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機能の喪失が重畳した場合</u> </td> <td data-bbox="1492 1140 1849 1644">                     以下の全てが発生した場合                      ・原子炉運転中に「<u>1次冷却材・加圧水差压低</u>」警報が発報                      ・原子炉運転中に「<u>原子炉格納容器内圧力高</u>」警報が発報                      ・原子炉格納容器内圧力(3c hのうち2c h)が静定圧力である150kPaを下回り、さらに下降傾向                      ・非常用空気浄化設備の排風機2台が停止                 </td> <td data-bbox="1849 1140 2145 1644">                     影響緩和措置                      ① <u>原子炉建家の目張り</u>                      監視措置*2                      ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u> </td> <td data-bbox="2145 1140 2427 1644">                     60分*3                       60分*3                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1285 1644 1492 1833"> <u>原子炉建家使用済燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失した場合</u> </td> <td data-bbox="1492 1644 1849 1833">                     ・使用済燃料の貯蔵中に<u>プール水冷却浄化設備のポンプ2台が停止</u> </td> <td data-bbox="1849 1644 2145 1833">                     注水措置                      ① <u>消防自動車による使用済燃料貯蔵プールへの注水</u> </td> <td data-bbox="2145 1644 2427 1833">                     -*4                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1285 1833 1492 1953"></td> <td data-bbox="1492 1833 1849 1953"></td> <td data-bbox="1849 1833 2145 1953">                     監視措置*2                      ① <u>プール水位の監視</u> </td> <td data-bbox="2145 1833 2427 1953">                     -*4                 </td> </tr> </tbody> </table>	発生事象	判断基準	措置	対応までの時間目安	<u>1次冷却設備二重管破断に原子炉停止機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・制御棒16対のうち3対以上の下限位置が確認できない	停止措置 ① <u>手動スクラム、手動によるスクラムしや断器の開</u> ② ①により停止できない場合、 <u>後備停止系の作動*1</u> 監視措置*2 ① <u>中性子束、原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	20分  5時間  60分	<u>1次冷却設備二重管破断に炉心冷却機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・炉容器冷却設備の2系統が停止	監視措置*2 ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	60分	<u>1次冷却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・原子炉格納容器内圧力(3c hのうち2c h)が静定圧力である150kPaを下回り、さらに下降傾向 ・非常用空気浄化設備の排風機2台が停止	影響緩和措置 ① <u>原子炉建家の目張り</u> 監視措置*2 ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	60分*3  60分*3	<u>原子炉建家使用済燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失した場合</u>	・使用済燃料の貯蔵中に <u>プール水冷却浄化設備のポンプ2台が停止</u>	注水措置 ① <u>消防自動車による使用済燃料貯蔵プールへの注水</u>	-*4			監視措置*2 ① <u>プール水位の監視</u>	-*4	別表の追加 (BDBA 発生時の措置)
		発生事象	判断基準	措置	対応までの時間目安																					
		<u>1次冷却設備二重管破断に原子炉停止機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・制御棒16対のうち3対以上の下限位置が確認できない	停止措置 ① <u>手動スクラム、手動によるスクラムしや断器の開</u> ② ①により停止できない場合、 <u>後備停止系の作動*1</u> 監視措置*2 ① <u>中性子束、原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	20分  5時間  60分																					
		<u>1次冷却設備二重管破断に炉心冷却機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・炉容器冷却設備の2系統が停止	監視措置*2 ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	60分																					
		<u>1次冷却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機能の喪失が重畳した場合</u>	以下の全てが発生した場合 ・原子炉運転中に「 <u>1次冷却材・加圧水差压低</u> 」警報が発報 ・原子炉運転中に「 <u>原子炉格納容器内圧力高</u> 」警報が発報 ・原子炉格納容器内圧力(3c hのうち2c h)が静定圧力である150kPaを下回り、さらに下降傾向 ・非常用空気浄化設備の排風機2台が停止	影響緩和措置 ① <u>原子炉建家の目張り</u> 監視措置*2 ① <u>原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、原子炉格納容器内圧力の監視</u>	60分*3  60分*3																					
		<u>原子炉建家使用済燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失した場合</u>	・使用済燃料の貯蔵中に <u>プール水冷却浄化設備のポンプ2台が停止</u>	注水措置 ① <u>消防自動車による使用済燃料貯蔵プールへの注水</u>	-*4																					
				監視措置*2 ① <u>プール水位の監視</u>	-*4																					

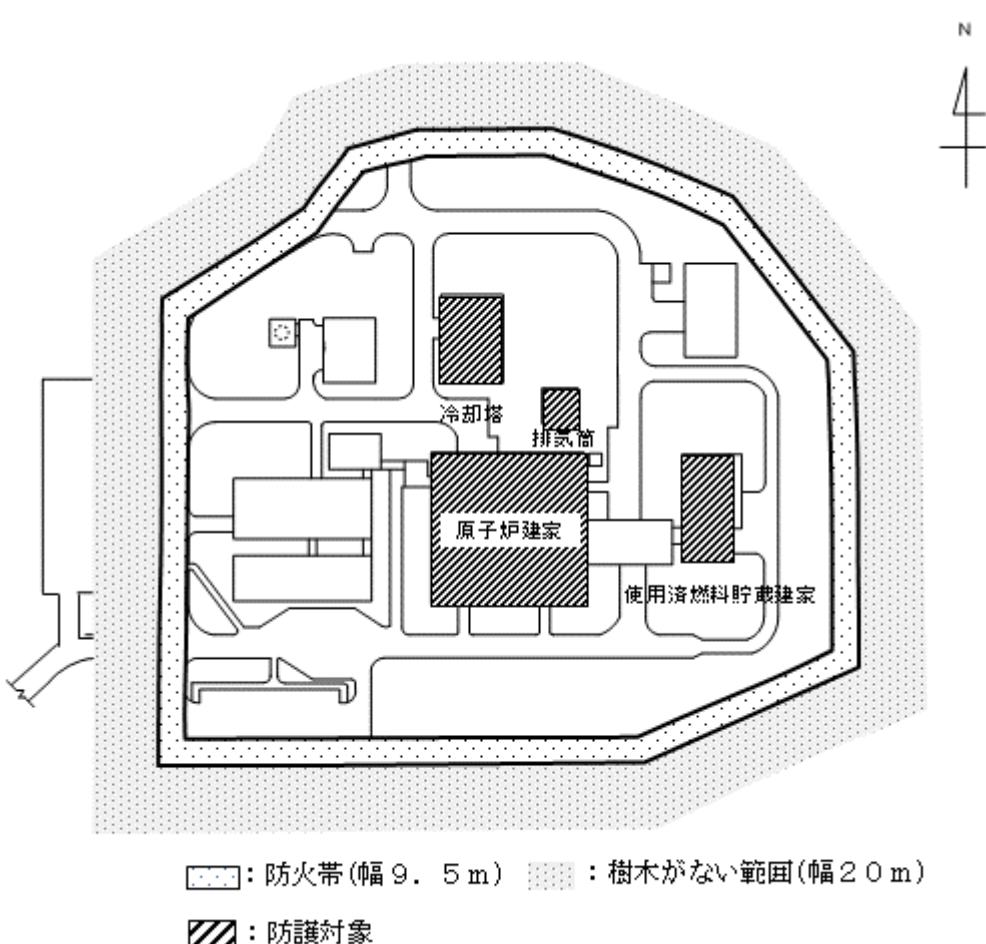
変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）			備考	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料の貯蔵中にサイフォン現象による冷却水流出によりプール水位が低下</li> </ul>	サイフォン防止措置 ① プール水注水配管のベント弁等の開	20分*3	
	使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セルの冷却機能が喪失した場合	使用済燃料の貯蔵中に以下の全てが発生した場合 ・貯蔵セル排気系統の排風機2台が停止 ・使用済燃料貯蔵ラック上面への瓦礫等の堆積による放熱の阻害	使用済燃料貯蔵建家の瓦礫撤去に関する措置	-*4	
<p>*1 全交流動力電源が喪失した場合には、可搬型発電機を用いて作動する。</p> <p>*2 全交流動力電源が喪失した場合には、蓄電池枯渇後に可搬型計器、可搬型発電機等を用いて監視を行う。</p> <p>*3 大規模地震発生時等により、影響緩和措置、監視措置及びサイフォン防止措置の全ての措置が必要になった場合は、約1時間を目安に全て実施する。</p> <p>*4 速やかに実施し、その後必要な期間実施する。</p>					

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第1～別図第2（その1）（省略）</p> <p>別図第2（その2） HTTR原子炉建家1階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>別図第1～別図第2（その1）（変更なし）</p> <p>別図第2（その2） HTTR原子炉建家1階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>廃棄物の仕掛品の保管場所の廃止に伴い削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2（その3） （省略）</p> <p>別図第2（その4） H T T R原子炉建家地下2階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>別図第2（その3） （変更なし）</p> <p>別図第2（その4） H T T R原子炉建家地下2階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>保管廃棄施設の設置に伴い変更</p>



変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2（その5） （省略）</p> <p>別図第2（その6） H T T R原子炉建家地下3階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>別図第2（その5） （変更なし）</p> <p>別図第2（その6） H T T R原子炉建家地下3階平面図</p>  <p>核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。</p>	<p>廃棄物の仕掛品の保管場所の廃止に伴い削除</p> <p>廃棄物の仕掛品の保管場所の廃止に伴い削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第3 防火帯の設置図</p>  <p>別図の追加 (防火帯の設置図)</p>	

## 附 則

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u> <u>ただし、変更後の第1編第33条の2、第2編第34条第3項及び第4項並びに第6編39条の2及び第39条の3については、HTTRの新規制基準適合に関する使用前事業者検査の確認後（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第3項に基づく使用前確認証の交付を受けた日）の翌日（休日を除く。）から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>第2条 施行日以降、前条ただし書に定める使用前事業者検査の確認後の翌日（休日を除く。）の前日までの間において、変更後の第2編第35条第5項及び第6項中「別表第13に掲げる放射線測定機器及び別表第13の2に掲げる非常用資機材」は「別表第13に掲げる放射線測定機器」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附則の追加</p>